

第4次多気町地域福祉計画

【令和7年度～令和11年度】

第2次自殺対策計画
成年後見制度利用促進基本計画
地方再犯防止推進計画

令和7年3月
多 気 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画期間	1
3. 地域福祉計画策定の法的根拠	2
4. 地域福祉計画の位置づけ	3
5. 計画策定体制	4
6. 地域福祉に関連する法律・制度等の動向	5
(1) 社会福祉（重層的支援体制整備事業）	5
(2) 生活困窮者の自立支援	5
(3) 成年後見制度の利用促進	6
(4) 認知症施策	6
(5) 孤独・孤立対策	6
(6) 子育て支援	7
(7) 再犯防止	7
(8) 災害対策	7
(9) 自殺総合対策	8
第2章 町の状況	9
1. 人口・世帯の状況	9
(1) 人口の状況	9
(2) 人口構造の状況	10
(3) 世帯の状況	11
2. 高齢者の状況	12
(1) 高齢者世帯等の状況	12
(2) 要支援・要介護認定者数の推移	13
3. 障がい者の状況	14
(1) 手帳所持者数の推移	14
(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移	14
4. 児童等の状況	15
(1) 児童人口の推移	15
(2) 出生数の推移	15
(3) 合計特殊出生率の推移	16
(4) ひとり親家庭の推移	16
5. 外国人に関する状況	17
6. 生活保護に関する状況	18
7. 就労に関する状況	18
(1) 就業者の状況	18
(2) 産業別就業者割合の比較	19
(3) 産業別・男女別の就労者の状況	19
8. 自殺に関する状況	20

(1) 自殺者数の推移	20
(2) 性別・年齢別自殺者数	20
(3) 自殺死亡率の状況	21
(4) 本町の自殺に関する特徴	22
9. その他地域福祉に関する状況	23
(1) ボランティアの状況	23
(2) 民生委員・児童委員	23
(3) 自治会(町内会)	23
(4) シニアクラブ	24
(5) 人権擁護委員	24
(6) 保護司	24
(7) 自主防災組織	25
10. 住民アンケート調査結果の概要	26
(1) 実施概要	26
(2) 結果の概要	26
11. 関係団体ヒアリング調査結果	32
(1) 実施概要	32
(2) 結果の概要	32
12. 課題の整理	34
第3章 計画の基本理念と基本目標	36
1. 基本理念	36
2. 基本目標	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり	39
(1) 相談体制の充実	39
(2) 情報提供の充実	41
(3) 福祉サービス提供体制の充実	43
(4) 災害時の連携の強化	46
(5) 権利擁護の推進	48
(6) 支援が必要な人への対応	52
基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり	55
(1) 地域福祉意識の高揚	55
(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	57
(3) 支え合い・見守り体制の充実	59
(4) 社会福祉協議会・民生委員との連携強化、福祉活動への支援	61
基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり	63
(1) 居場所づくり・生きがいづくり	63
(2) 健康づくり・介護予防	65
(3) 身近な移動手段・安全な生活の確保	67
基本目標4 いのちを守る地域づくり【自殺対策計画】	70
(1) 住民への周知と理解促進	70
(2) 生きることの促進要因への支援	72

(3) 子ども・若者の生きる力の育成	74
(4) 自殺対策を支える人材の育成	76
(5) 地域におけるネットワークの強化	77
第5章 計画推進のために	79
1. 協働による計画の推進	79
2. 計画の周知・普及	79
3. 社会福祉協議会との連携	79
4. 計画の進行管理、点検・見直し	80
資料編	81
1. 多気町地域福祉計画策定委員会	81
2. 用語解説	82

※「障がい」の表記について

本計画ではハンディキャップのある障がい者ご自身の心中と、「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています（法律、事業名等除く）。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、高齢の親と50代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「8050問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯がみられるなど、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口の減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結びつきが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースがみられます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からの福祉サービスの提供だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが不可欠となってきます。

こうした背景を踏まえるとともに、第3次計画の計画期間の終了を受け、本町の地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を明確化し、より具体的・効果的な取り組みを進めるため、第4次多気町地域福祉計画（以下、「第4次計画」）の策定を行います。

2. 計画期間

第4次計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

3. 地域福祉計画策定の法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。

この計画は、地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指すものです。

社会福祉法第 107 条

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画に盛り込むべき5事項

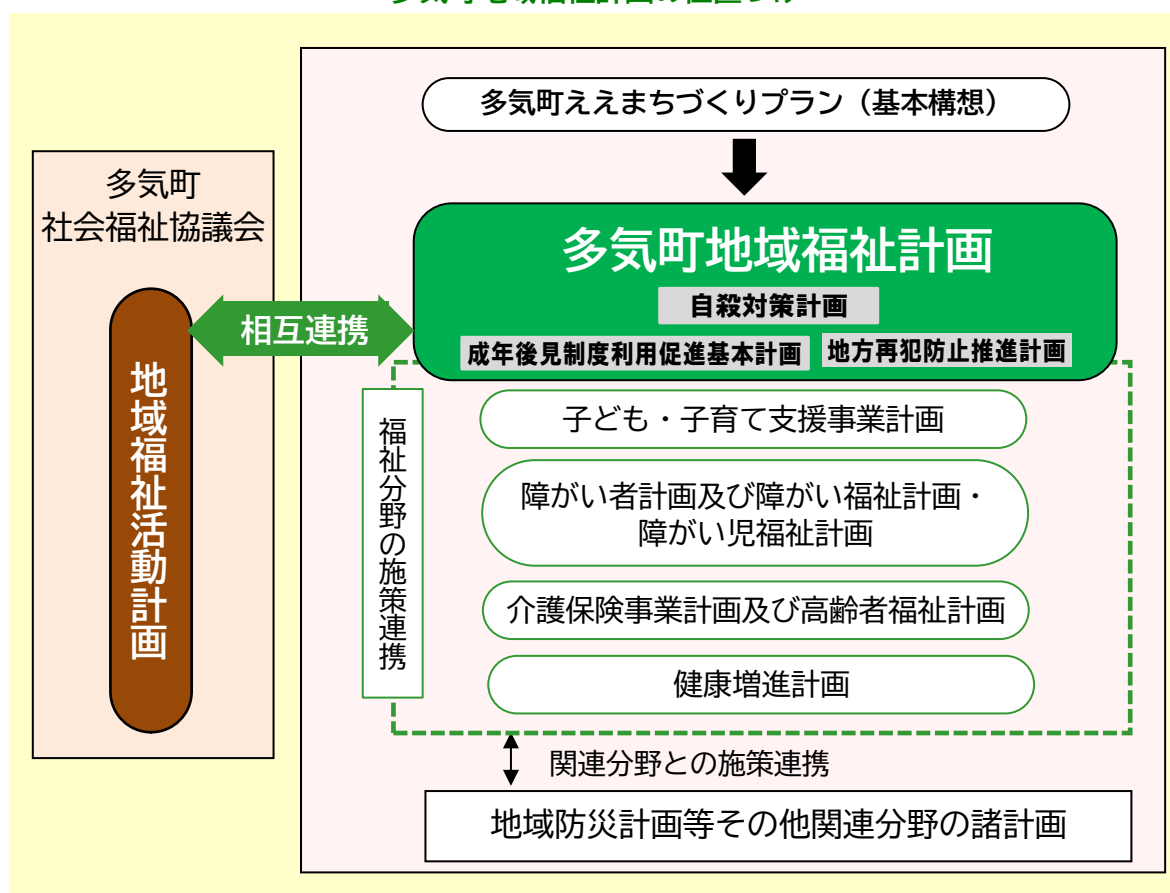
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

4. 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画で、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が策定し、福祉に関する部門別計画（子育て、高齢者、障がい者等に関する部門別計画）に関する「共通軸に関する施策」を体系化する福祉分野の上位計画に位置づけられます。

また、福祉に関する部門別計画とともに、社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」と相互連携し、地域福祉の推進を図ります。

多気町地域福祉計画の位置づけ



さらに、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）第14条第1項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」について、本計画の中に位置づけます。

自殺対策基本法第 13 条第 2 項

（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

5. 計画策定体制

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、住民等のニーズを把握し、それらを計画に反映させていくことが必要なため、18 歳以上の住民に対するアンケート調査（対象者 2,500 人、無作為抽出）を実施しました。また、パブリックコメントも実施しました。

さらに、地域で活動する福祉団体等の代表者、関係行政職員で構成された「多気町地域福祉計画策定委員会」において、計画の内容について検討を行います。

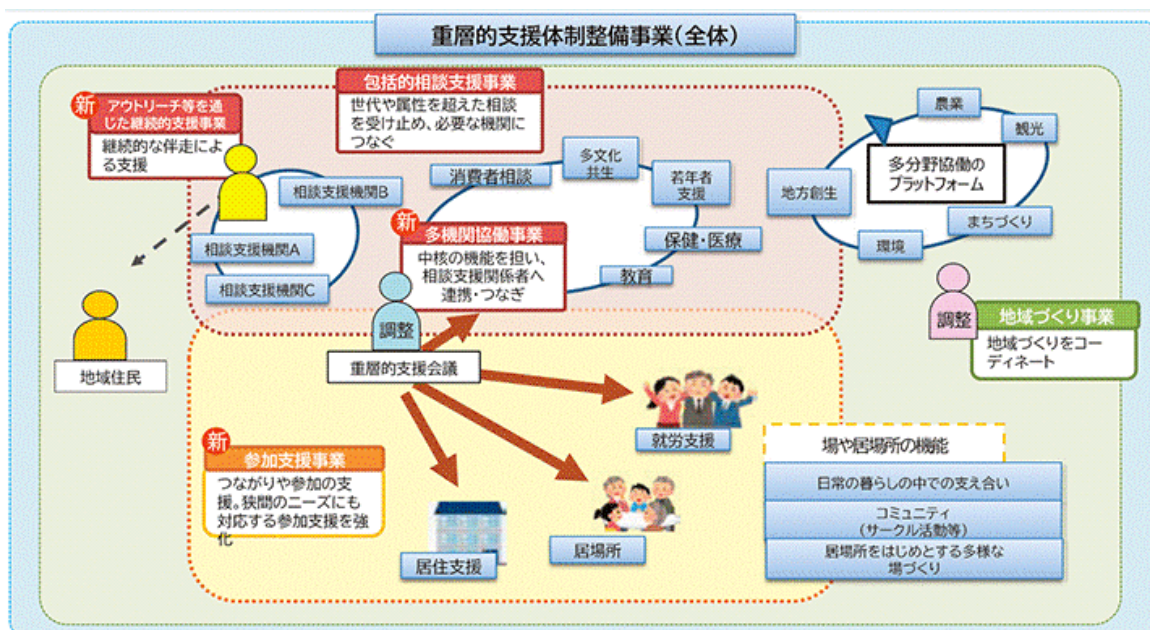
6. 地域福祉に関連する法律・制度等の動向

(1) 社会福祉（重層的支援体制整備事業）

平成 29 年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

また、地域共生社会の実現を図るため、令和 2 年に社会福祉法が改正され、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（重層的支援体制整備事業）の整備に関する事項を定めるよう努めることとされています。

重層的支援体制整備事業の全体イメージ



(2) 生活困窮者の自立支援

令和 6 年 10 月に生活困窮者自立支援法が一部改正され（令和 7 年 4 月施行）、早期発見・継続的な見守り機能の強化、多様な相談者層への対応強化として支援会議設置の努力義務化、児童育成支援拠点事業の新設、住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援などが求められています。



◎生活困窮者自立支援方策のポイント

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

(3) 成年後見制度の利用促進

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、令和 4 年 3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

認知症、知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための成年後見制度の利用促進が求められています。



◎第二期成年後見制度利用促進基本計画のポイント

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
2. 成年後見制度の運用の改善
3. 後見人等への適切な報酬の付与
4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(4) 認知症施策

高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状を踏まえ、令和 6 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されています。

認知症基本法では、基本理念とともに国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項等を定めています。



◎認知症基本法における国の基本的施策

1. 認知症の人への国民の理解の増進
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化推進
3. 認知症の人が社会参加する機会の確保
4. 認知症の人の意思決定支援と権利利益の保護
5. 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備
6. 認知症の人や家族の相談体制の整備
7. 認知症に関わる研究等の推進

(5) 孤独・孤立対策

社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するため、令和 6 年 4 月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、国及び地方公共団体において、孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められています。



◎孤独・孤立対策推進法の趣旨

孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す。

(6) 子育て支援

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

改正により、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市町村における子育て家庭への支援の充実等が求められています。

また、子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、国においては、令和5年に「こども基本法」の施行を受けて「こども家庭庁」を設置し、すべての子どもの権利が保障され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」を策定しています。

(7) 再犯防止

犯罪件数が減少する中で、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していることを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この法律に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定されました。令和5年3月には、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。



◎第二次再犯防止推進計画における7つの重点課題

1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 学校等と連携した修学支援の実施
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
5. 民間協力者の活動の促進
6. 地域による包摂の推進
7. 再犯防止に向けた基盤の整備

(8) 災害対策

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が一部改正され、令和3年5月に施行されました。

改正により、避難すべき方が逃げ遅れにより被災することを防止するため、避難勧告・避難指示が一本化され、避難情報のあり方が包括的に見直されました。また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されました。

(9) 自殺総合対策

自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として、「第4次自殺総合対策大綱」が令和4年10月に閣議決定されています。

コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取り組みの強化、感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化を掲げています。

◎第4次自殺総合対策大綱の概要

基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。
数値目標：令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
 - ・自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめる、自殺を防止する方策を検討。
 - ・学校、地域の支援者等が連携し、チームとして自殺対策にあたることができるしくみ等の構築。
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
 - ・学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
 - ・「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。
2. 女性に対する支援の強化
 - ・妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。
3. 地域自殺対策の取組強化
 - ・地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム支援。
 - ・地域自殺対策推進センターの機能強化。
4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
 - ・国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
 - 孤独・孤立対策等との連携、自殺者や親族等の名誉等、ゲートキーパー普及、SNS相談体制充実、精神科医療との連携、自殺未遂者支援、勤務問題、遺族支援、性的マイノリティ支援、誹謗中傷対策、自殺報道対策 等



第2章 町の状況

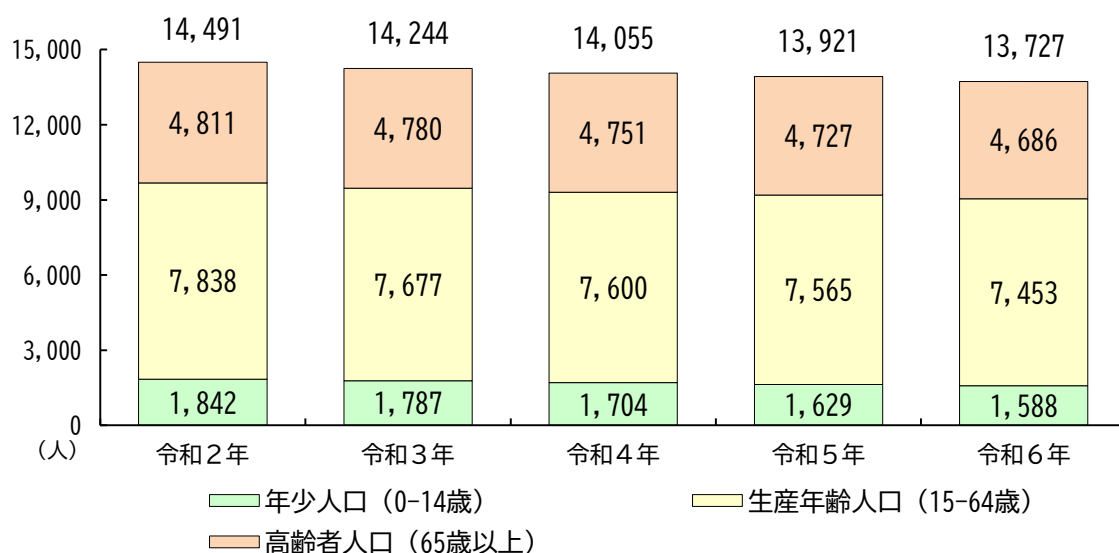
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

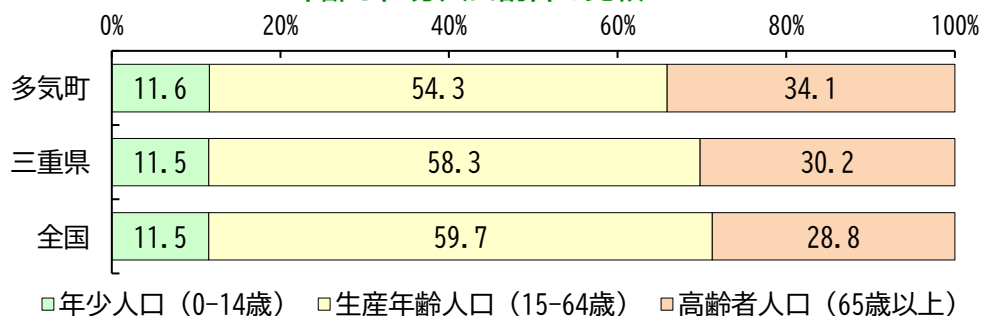
本町の総人口は、令和2年の14,491人から令和6年の13,727人へ減少傾向で推移しており、年齢3区分人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）ともに減少傾向で推移しています。

令和6年の年齢3区分人口割合を国、県と比較すると、年少人口割合は11.6%と国、県とほぼ同率となっていますが、高齢者人口割合は34.1%と国、県を上回ります。

年齢階層別人口の推移



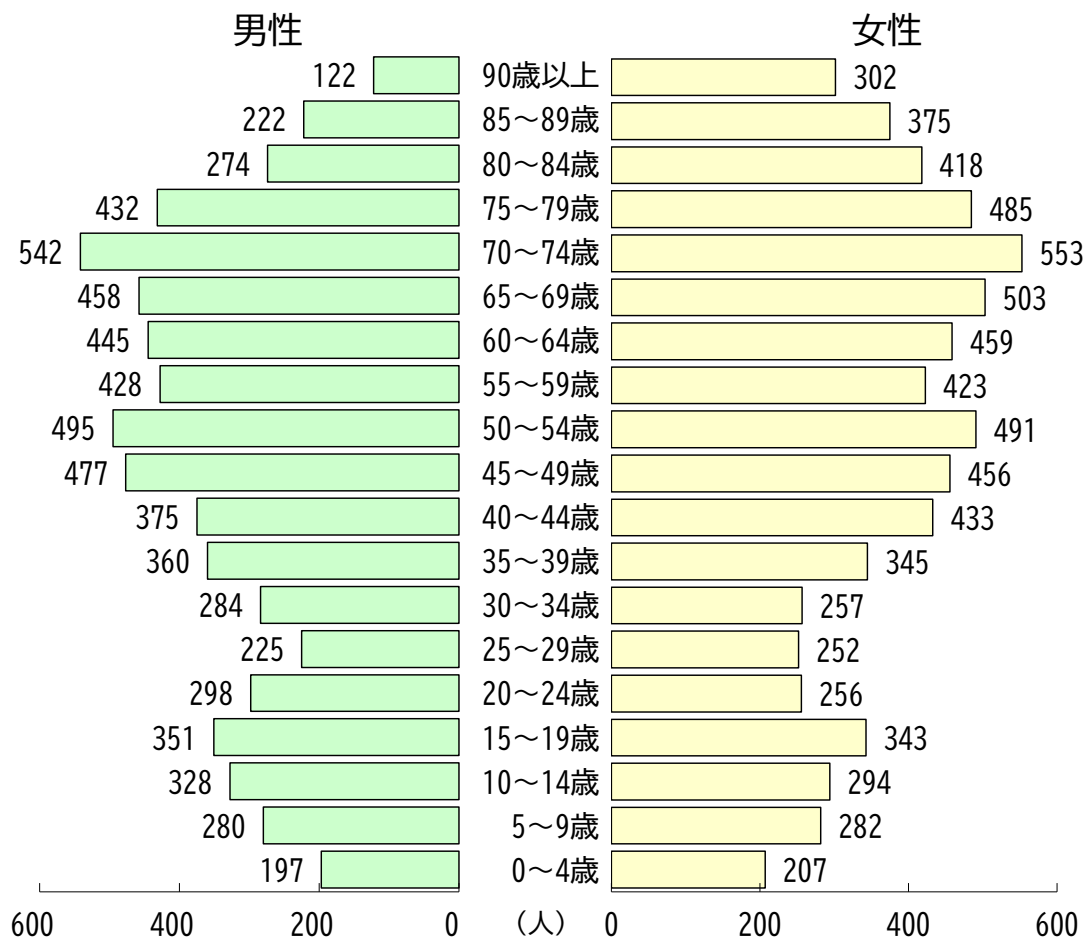
年齢3区分人口割合の比較



(2) 人口構造の状況

本町の直近の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男性・女性ともに70～74歳の層、いわゆる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が最も多くなっています。また、20代から30代前半の層が少ない特徴がみられます。

人口構造の状況（令和6年）



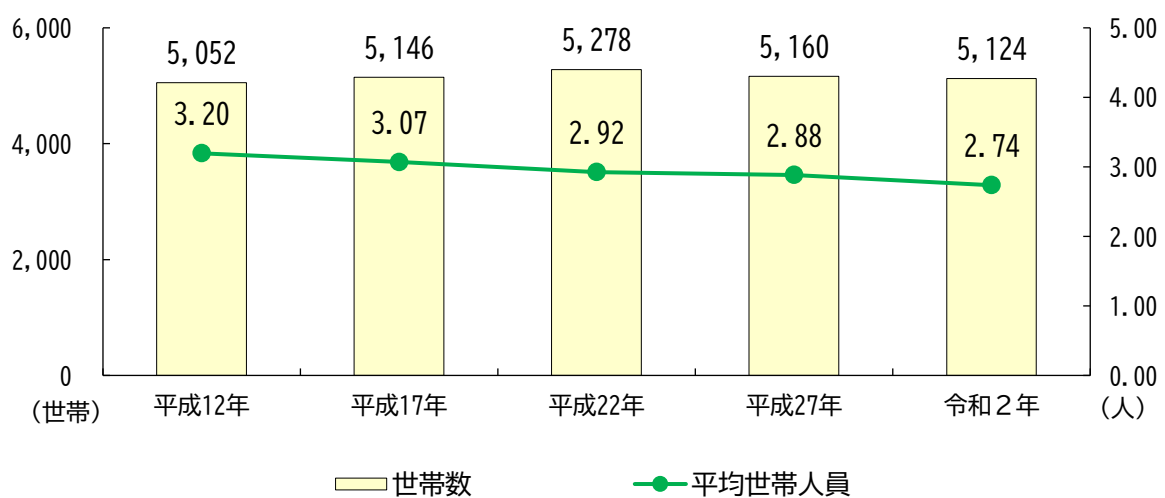
※住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(3) 世帯の状況

本町の世帯数をみると、平成 22 年の 5,278 世帯をピークに減少傾向で推移し、令和 2 年では 5,124 世帯となっています。また、平均世帯人員は平成 12 年では 1 世帯あたり 3.20 人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、令和 2 年には 1 世帯あたり 2.74 人となっています。

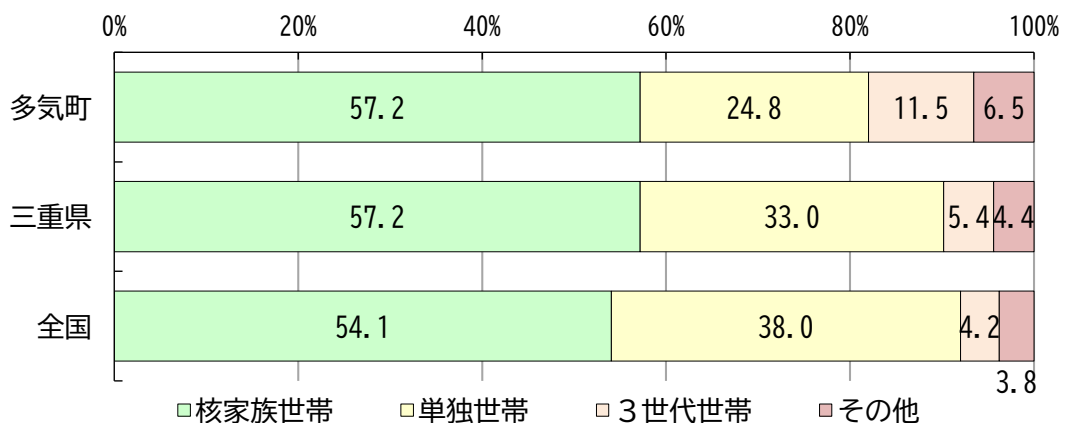
令和 2 年の世帯の家族類型をみると、本町は国、県に比べて 3 世代世帯の割合が多い特徴がみられます。

世帯数・1 世帯あたり人員の推移



※国勢調査

世帯の家族類型の比較（令和 2 年）



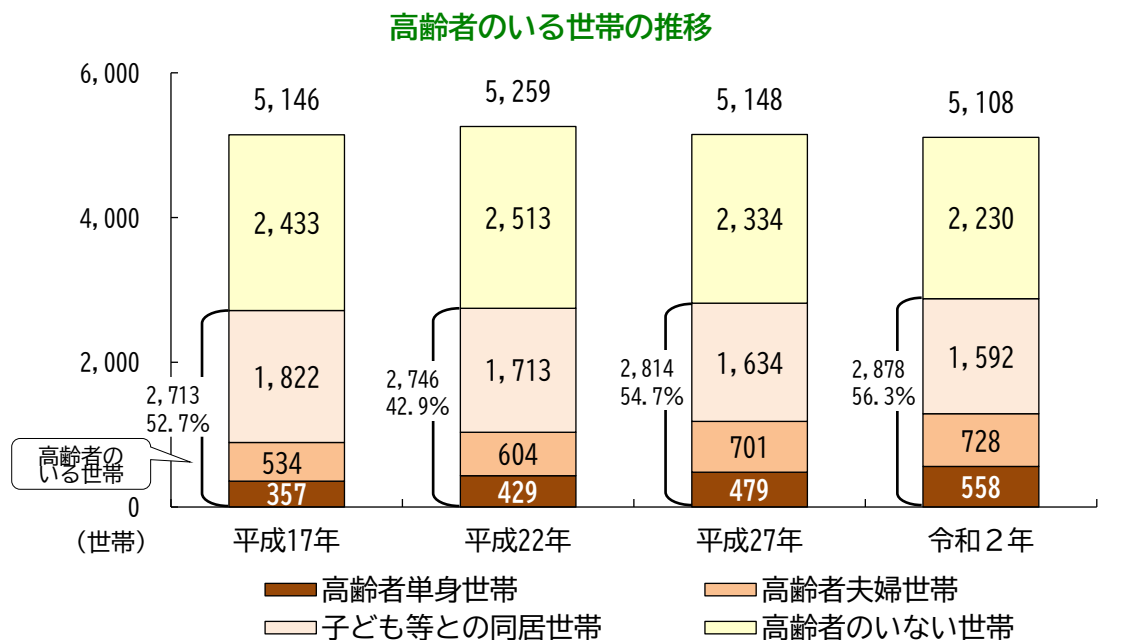
※令和 2 年国勢調査

2. 高齢者の状況

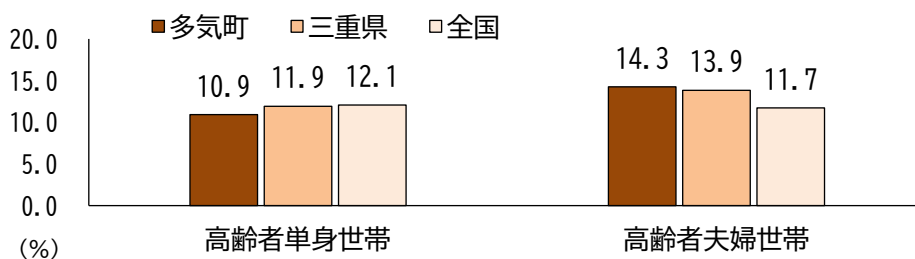
(1) 高齢者世帯等の状況

本町の高齢者のいる世帯をみると、平成17年の2,713世帯から令和2年の2,878世帯へ増加し、「子ども等との同居世帯」が減少する一方で、「高齢者夫婦世帯」（令和2年728世帯）、「高齢者単身世帯」（令和2年558世帯）が増加傾向にあります。

令和2年の一般世帯に占める高齢者世帯等の割合を国、県と比較すると、高齢者夫婦世帯（14.3%）では、国（11.7%）、県（13.9%）の割合を上回っています。



一般世帯に占める高齢者世帯等の割合（国・県との比較）

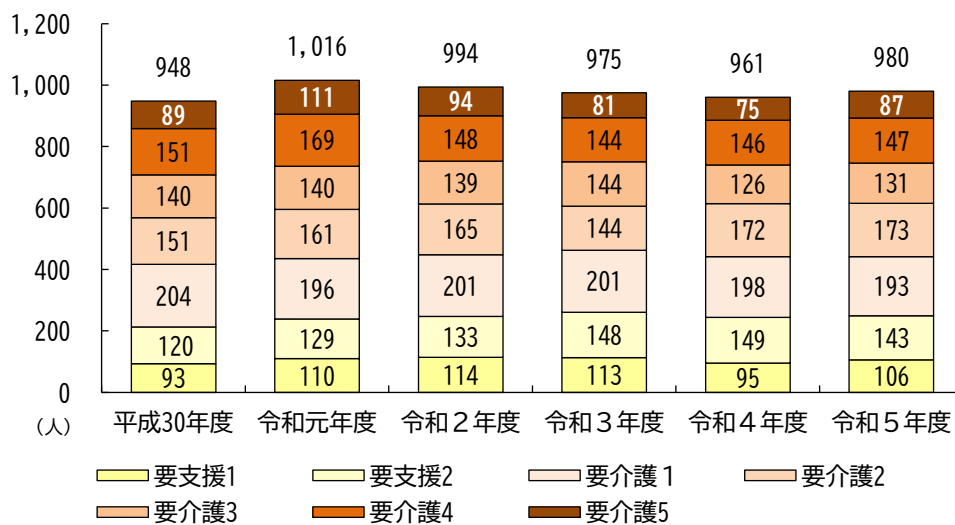


(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要介護認定者（第1号被保険者）の推移をみると、令和元年度をピークに令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度で増加して980人となっています。

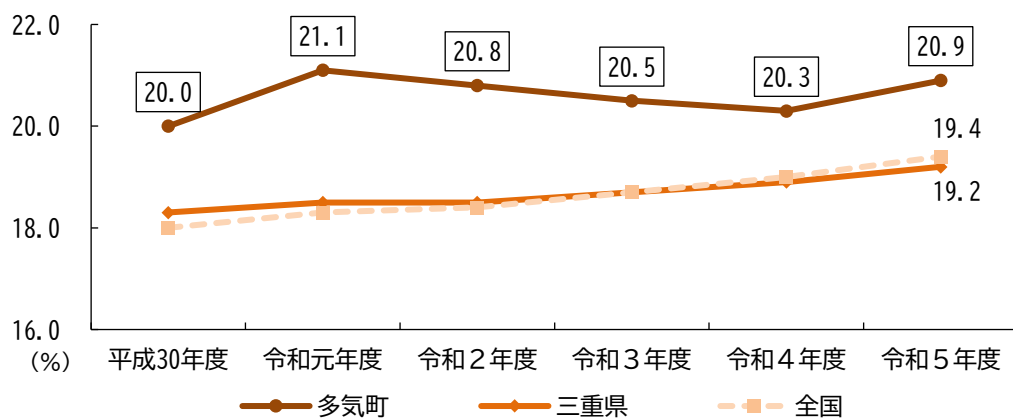
第1号被保険者における認定率をみると、本町は国、県を上回って推移しており、令和5年度では20.9%と国（19.4%）、県（19.2%）を上回っています。

要支援・要介護認定者の推移



※介護保険事業状況報告（各年度末）

認定率の推移



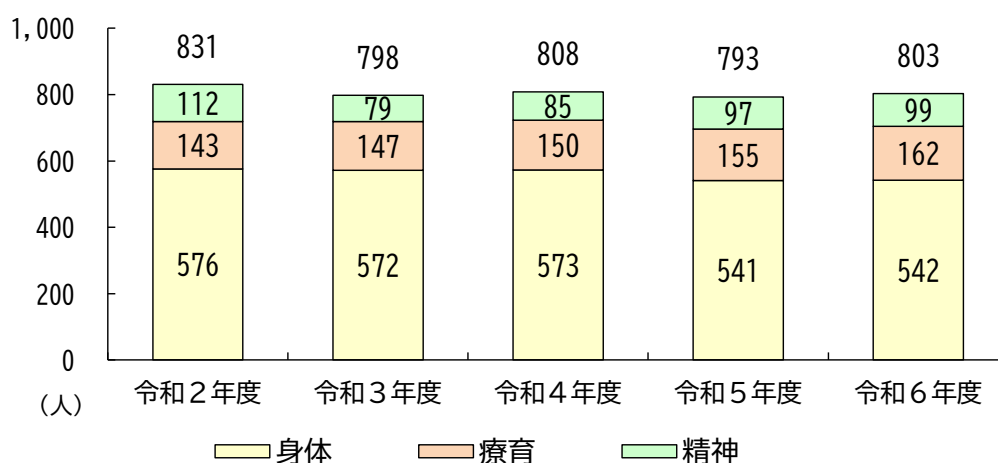
※介護保険事業状況報告（各年度末）

3. 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者の推移をみると、身体障がい手帳所持者はおおむね減少傾向で推移していますが、療育、精神障がいの手帳所持者はおおむね増加傾向にあります。

手帳所持者数の推移

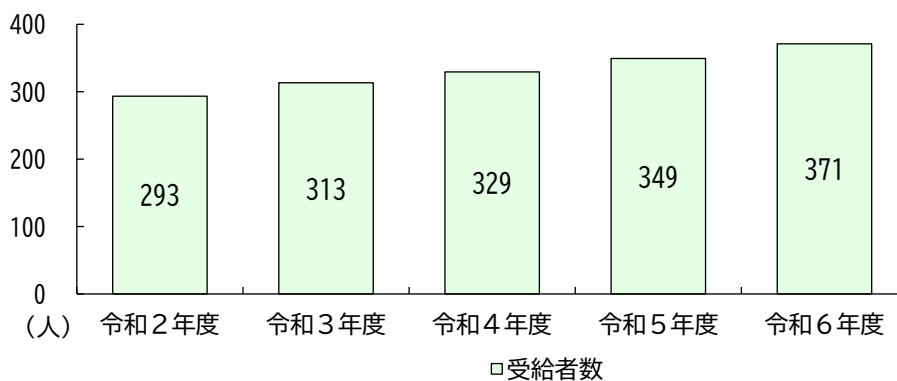


※健康福祉課（各年度4月1日現在）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。令和2年度以降、受給者は増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



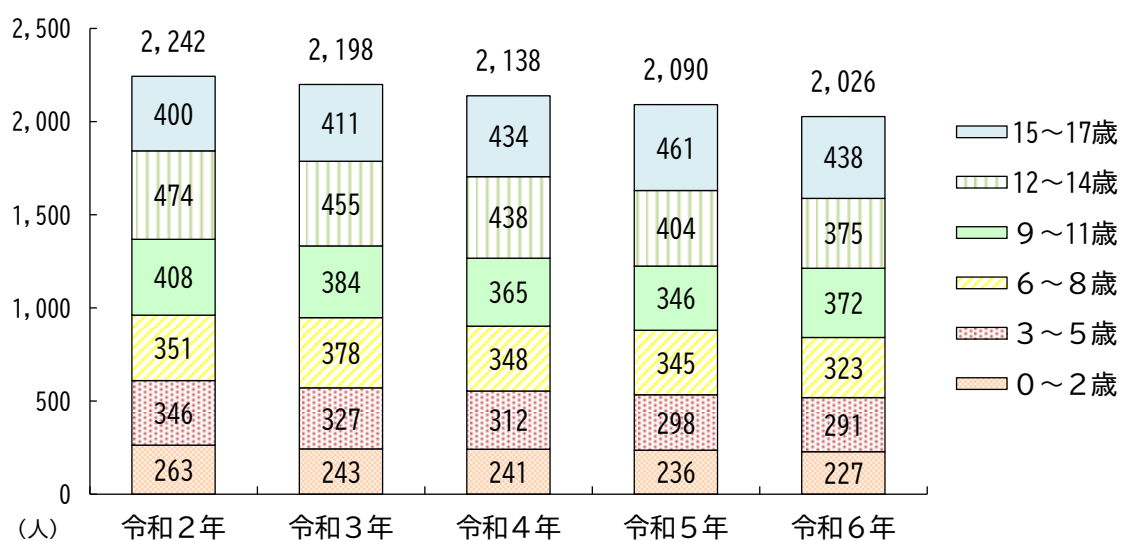
※健康福祉課（各年度4月1日現在）

4. 児童等の状況

(1) 児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）の推移をみると、令和2年の2,242人から令和6年の2,026人へと減少傾向で推移しています。

児童人口の推移

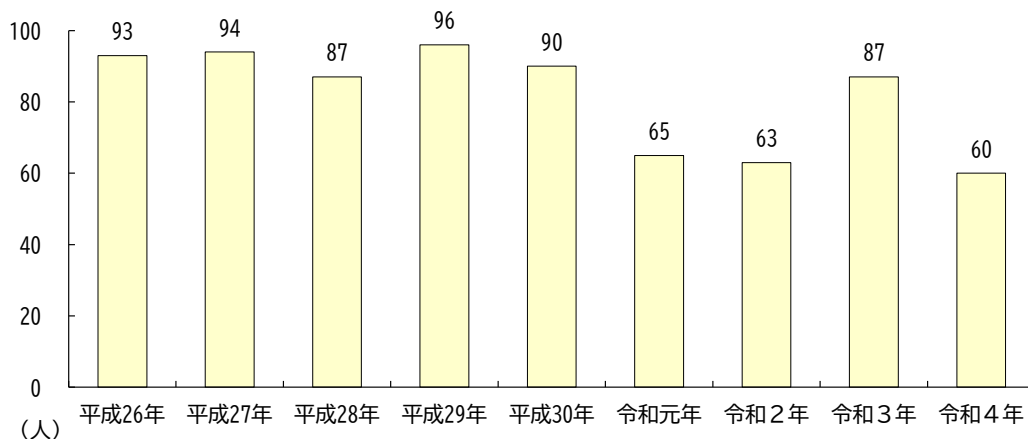


※住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 出生数の推移

本町の出生数の直近の推移をみると、令和3年に87人に増加しましたが、令和4年で60人となっています。

出生数の推移

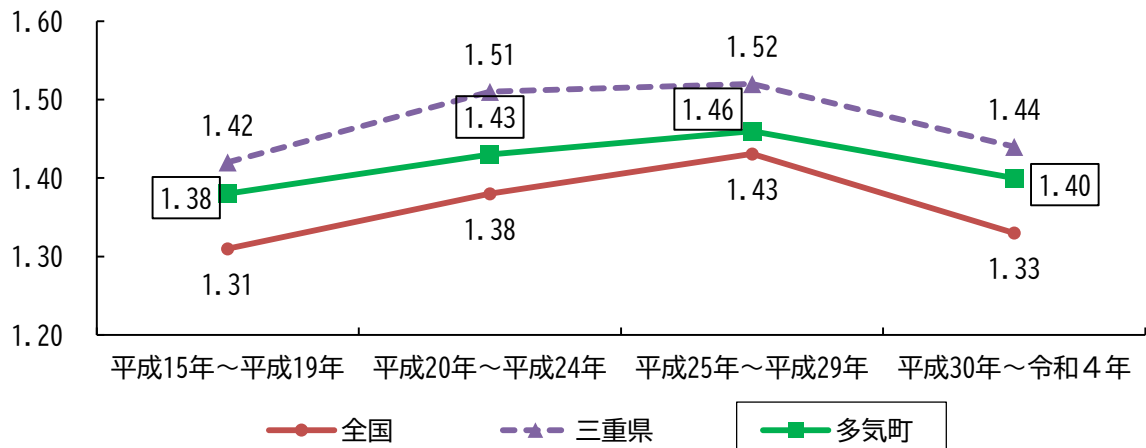


※衛生統計年報

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（ひとりの女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国を上回って推移しており、平成30年～令和4年で1.40となっています。

合計特殊出生率の推移

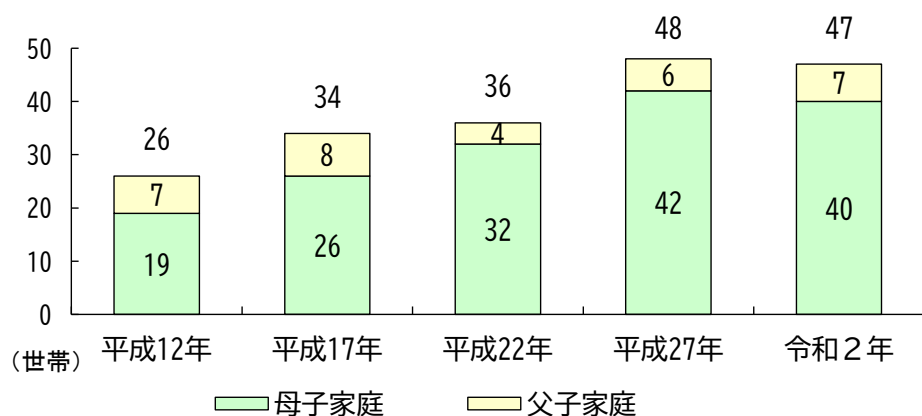


※人口動態保健所・市町村別統計

(4) ひとり親家庭の推移

本町のひとり親世帯の推移をみると、平成27年まで増加傾向にあり、令和2年には47世帯となっており、うち母子家庭は40世帯、父子家庭は7世帯となっています。

ひとり親世帯の推移



※国勢調査

5. 外国人に関する状況

外国人に関する状況をみると、令和3年度から増加傾向にあり、令和5年度では188人となっています。令和5年度ではタイが46人で最も多く、次いでベトナムが37人となっています。

令和5年度の構成割合をみると、タイが24.5%で最も多く、次いでベトナムが19.7%、インドネシアが18.1%で続きます。また、令和元年度と比較するとタイ、中国、フィリピンの割合が減少し、ベトナムが増加しています。

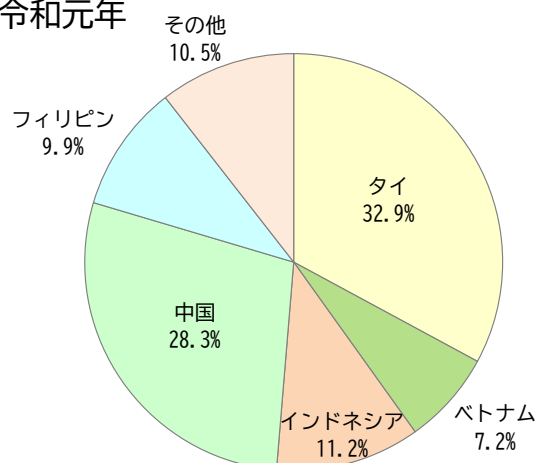
外国人の状況

(単位：人)

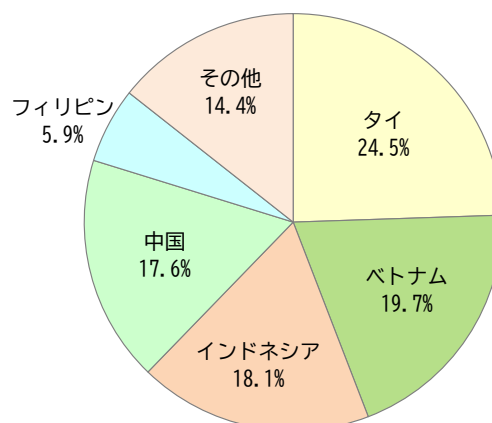
国籍	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タイ	50	40	31	45	46
ベトナム	11	19	21	37	37
インドネシア	17	16	10	25	34
中国	43	39	31	32	33
フィリピン	15	15	13	13	11
アフガニスタン	0	0	0	0	6
韓国	7	4	4	4	4
米国	3	1	3	4	4
ミャンマー	0	0	0	0	3
カンボジア	0	0	0	4	3
その他	6	6	6	6	7
合計	152	140	119	170	188

※町民環境課（各年度3月末現在）

令和元年



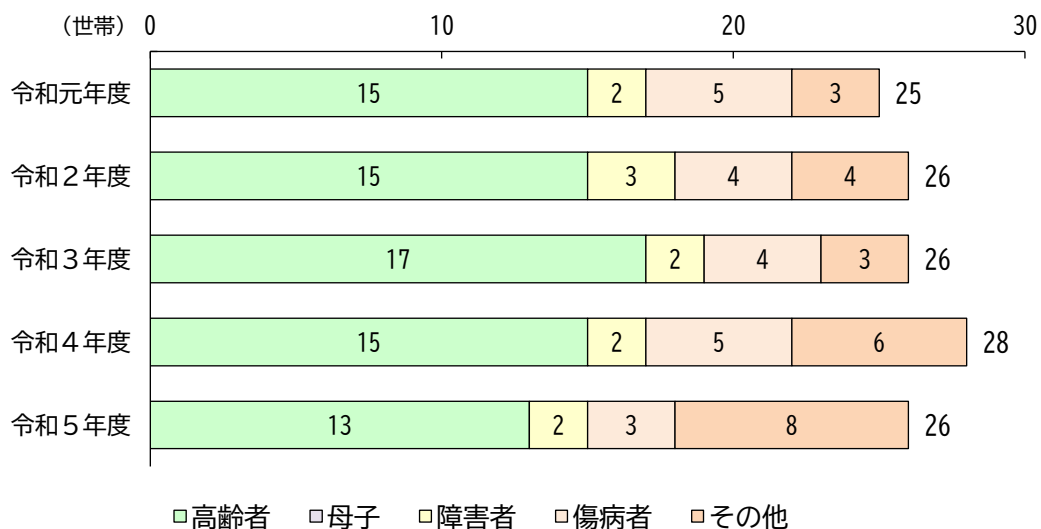
令和5年



6. 生活保護に関する状況

生活保護受給世帯数は、令和5年度には26世帯となっています。受給世帯の内訳は高齢者世帯が最も多くなっています。

生活保護受給世帯の状況



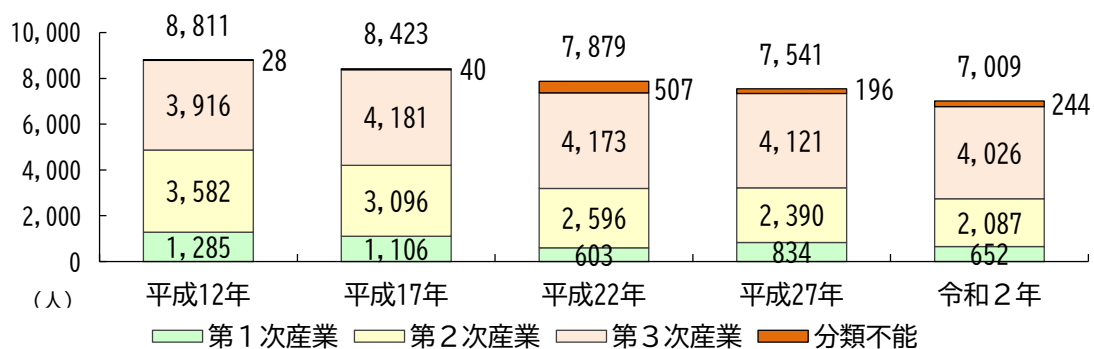
※健康福祉課（各年度3月末）

7. 就労に関する状況

（1）就業者の状況

本町の就業者数は、平成12年以降減少傾向にあり、令和2年で7,009人となっています。

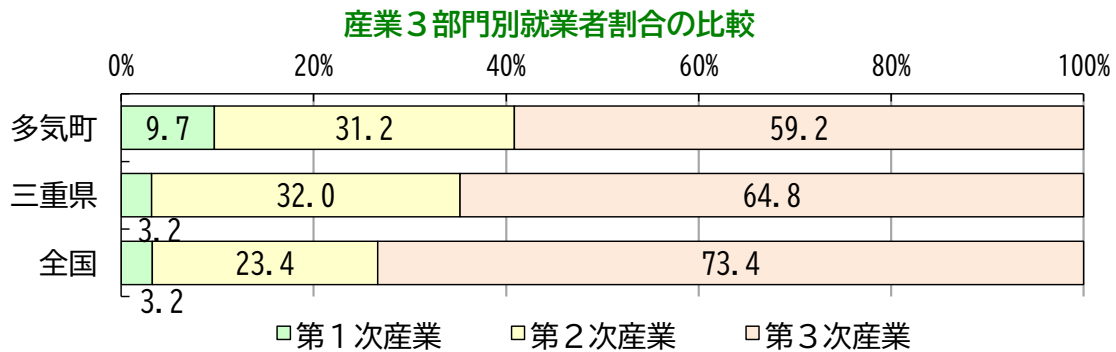
就業者の状況



※国勢調査

(2) 産業別就業者割合の比較

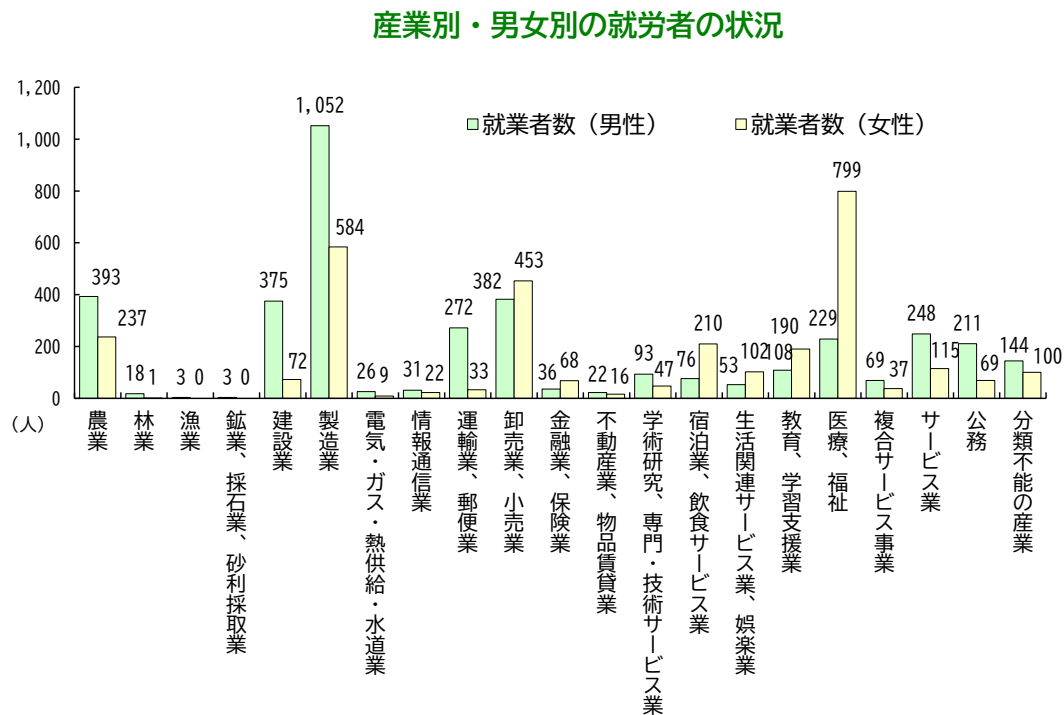
本町の産業3部門別就業者割合をみると、令和2年では第1次産業が9.7%、第2次産業が31.2%、第3次産業が59.2%となっており、国、県と比較して第1次産業の割合が上回っています。



※令和2年国勢調査（令和2年国勢調査に関する不詳補完結果の数値）

(3) 産業別・男女別の就労者の状況

本町の産業別の就労者をみると（令和2年国勢調査）、男性は「製造業」、「農業」、「卸売業、小売業」、「建設業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「製造業」、「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。

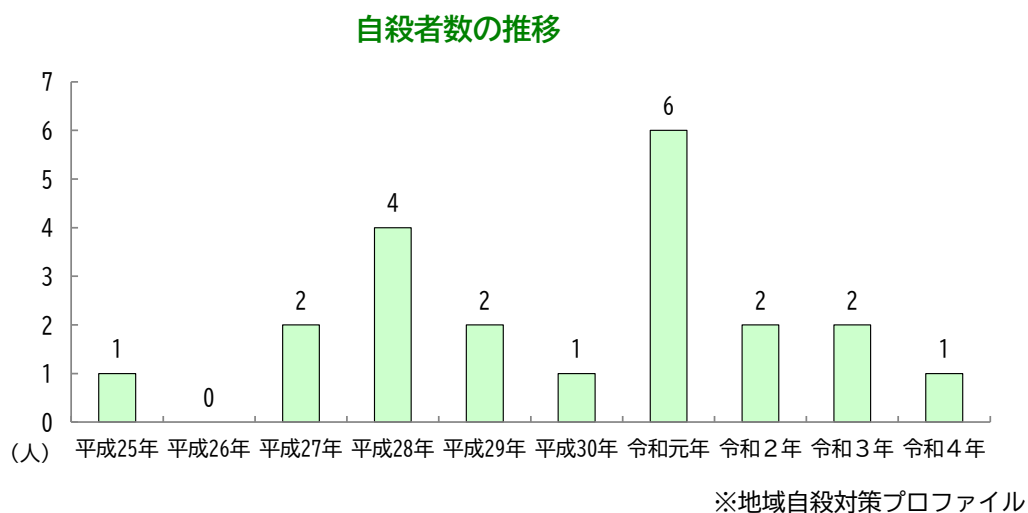


※令和2年国勢調査

8. 自殺に関する状況

(1) 自殺者数の推移

本町の年間自殺者数は、平成25年から令和4年の10年間で21人、年平均2.1人となっています。



(2) 性別・年齢別自殺者数

本町の平成30年から令和4年までの自殺者について、性別・年齢別でみると、60歳以上で多くなっています。

性別・年齢別自殺者数

(単位：人)

	20歳未満	20～30歳	40～50歳	60歳以上
全体	0	0	3	9
男性	0	0	3	5
女性	0	0	0	4

※地域自殺対策プロファイル 2023

(3) 自殺死亡率の状況

本町の自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）は、全体・性別ともに南勢志摩医療圏より低く、全国より高くなっています。また、全国より自殺死亡率の高い層は男性の 50 歳代、60 歳代、女性の 60 歳以上となっています。

自殺死亡率の状況（平成 30 年から令和 4 年の合計）

H30～R4の合計		自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）		
		多気町	南勢志摩医療圏	全国
総数		16.54	18.14	16.40
男性		22.86	25.20	22.73
女性		10.65	11.71	10.36
男性	20歳未満	0.00	6.51	3.94
	20歳代	0.00	17.57	24.26
	30歳代	0.00	17.98	24.40
	40歳代	20.44	35.94	26.29
	50歳代	44.70	37.89	30.44
	60歳代	78.09	24.97	23.96
	70歳代	22.96	31.32	26.23
	80歳以上	0.00	33.48	34.32
女性	20歳未満	0.00	1.15	2.72
	20歳代	0.00	11.65	12.12
	30歳代	0.00	10.96	9.91
	40歳代	0.00	8.77	11.12
	50歳代	0.00	14.60	13.04
	60歳代	18.64	10.42	11.01
	70歳代	40.24	19.29	12.86
	80歳以上	17.86	17.10	12.63

※地域自殺実態プロファイル 2023（南勢志摩医療圏は、本町のほか、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町で構成される圏域）

(4) 本町の自殺に関する特徴

本町は、男性の 50～60 歳代、女性の 60 歳以上で自殺死亡率が高い傾向がみられます。また、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間ににおける町の自殺の実態については、自殺総合対策推進センター（厚生労働省所管）の「地域自殺実態プロファイル 2023」に自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されており、そこには町において推奨される重点施策として、「無職者・失業者」、「生活困窮者」、「高齢者」に対する取り組みが挙げられています。

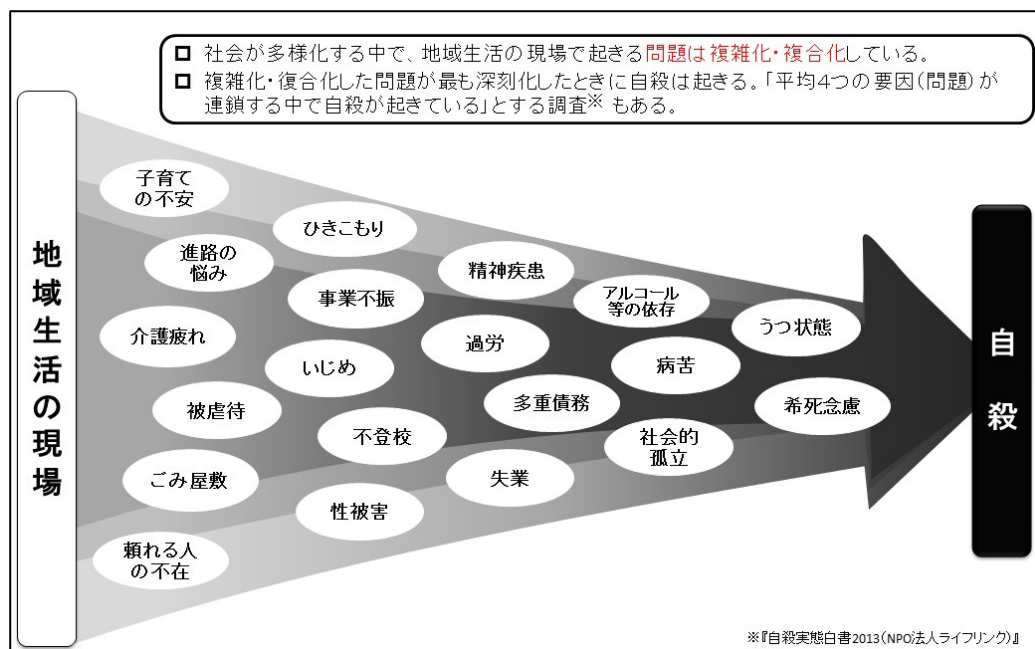
重点的な取り組みが求められる対象例

多気町	無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
南勢志摩医療圏	高齢者 生活困窮者 勤務・経営

※地域自殺対策プロファイル 2023

参考：自殺の危険要因イメージ図

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果でなく、その多くが追い込まれた末の死であるといえます。



9. その他地域福祉に関する状況

(1) ボランティアの状況

本町のボランティアの状況をみると、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している団体は、令和6年で23団体（登録人数248人）となっています。

ボランティアの状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数	21	23	23	24	25	23
団体登録者数	415	448	433	434	436	448
登録人数	258	248	239	241	198	248

※各年4月1日現在

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。現在、各地域を担当する41人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は2人で、子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
委員（人）	41	41	41	41	41	41
うち主任児童委員（人）	2	2	2	2	2	2

※各年4月1日現在

(3) 自治会（町内会）

自治会は生活に最も身近な住民組織です。本町には49の自治会（町内会）があり、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図るために組織しています。

近年は核家族化や価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加や、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの区及び自治会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

自治会の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自治会	49	49	49	49	49	49

※各年4月1日現在

(4) シニアクラブ

シニアクラブは、地区ごとに組織され、現在、町内に24の単位クラブがあり、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。主な活動としては、趣味の会や高齢者の交流ですが、近年では介護保険事業の地域介護予防活動支援事業と連携した活動を行っています。

シニアクラブの状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
クラブ	39	38	36	33	24	24
会員（人）	1,479	1,359	1,266	1,198	852	815

※各年4月1日現在

(5) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。本町では、令和6年4月1日現在、6人の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人権擁護委員（人）	6	6	6	6	6	6

※各年4月1日現在

(6) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。本町では、令和6年4月1日現在、7人の保護司が活動しています。

保護司の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護司（人）	8	8	7	7	7	7

※各年4月1日現在

(7) 自主防災組織

自主防災組織は、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。令和6年4月1日現在、46の自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活動に取り組んでいます。

自主防災組織の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自主防災組織	46	46	46	46	46	46

※各年4月1日現在

10. 住民アンケート調査結果の概要

(1) 実施概要

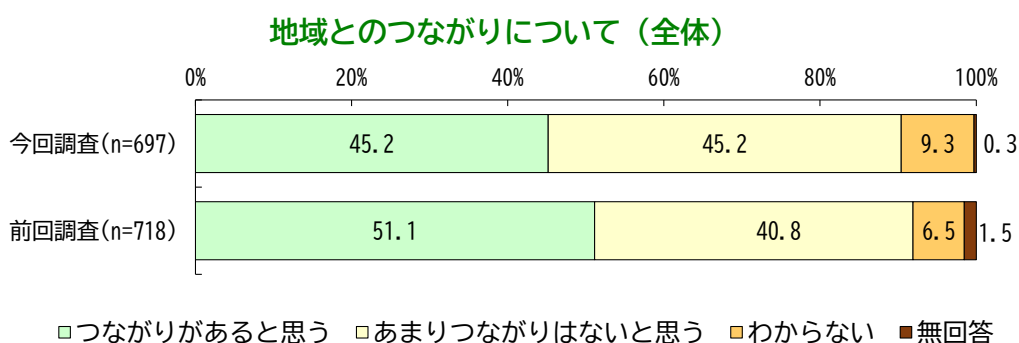
本計画の策定にあたって、住民の地域福祉に対する考え方や地域福祉活動等についての実態を把握するためにアンケート調査を実施しました。

項目	内容等
調査対象	18 歳以上の住民 (2,500 名を無作為抽出)
調査期間	令和 6 年 3 月
調査方法	郵送による通知、Web による回答
対象数	2,500
有効回答数	697
有効回答率	27.9%
回答者の性別・年齢構成	
性別	年齢
男性 45.3%	10-20 代 6.0%
女性 51.2%	30 代 12.1%
無回答 0.4%	40 代 18.7%
	50 代 17.9%
	60 代 22.0%
	70 歳以上 23.1%
	無回答 0.3%

(2) 結果の概要

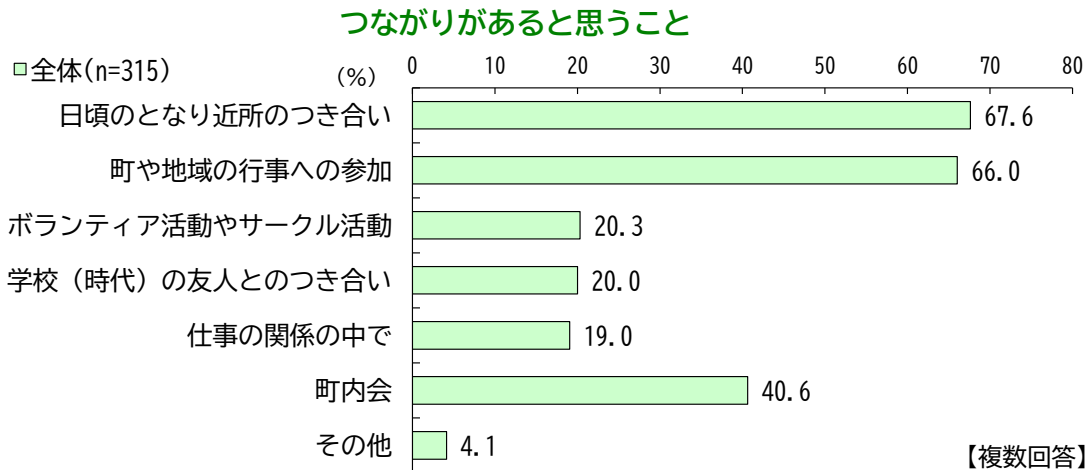
①あなたの住んでいる「地域」について

「つながりがあると思う」(45.2%)と「あまりつながりはないと思う」(45.2%)が同率となっています。また、「つながりがあると思う」は前回調査より減少しています。



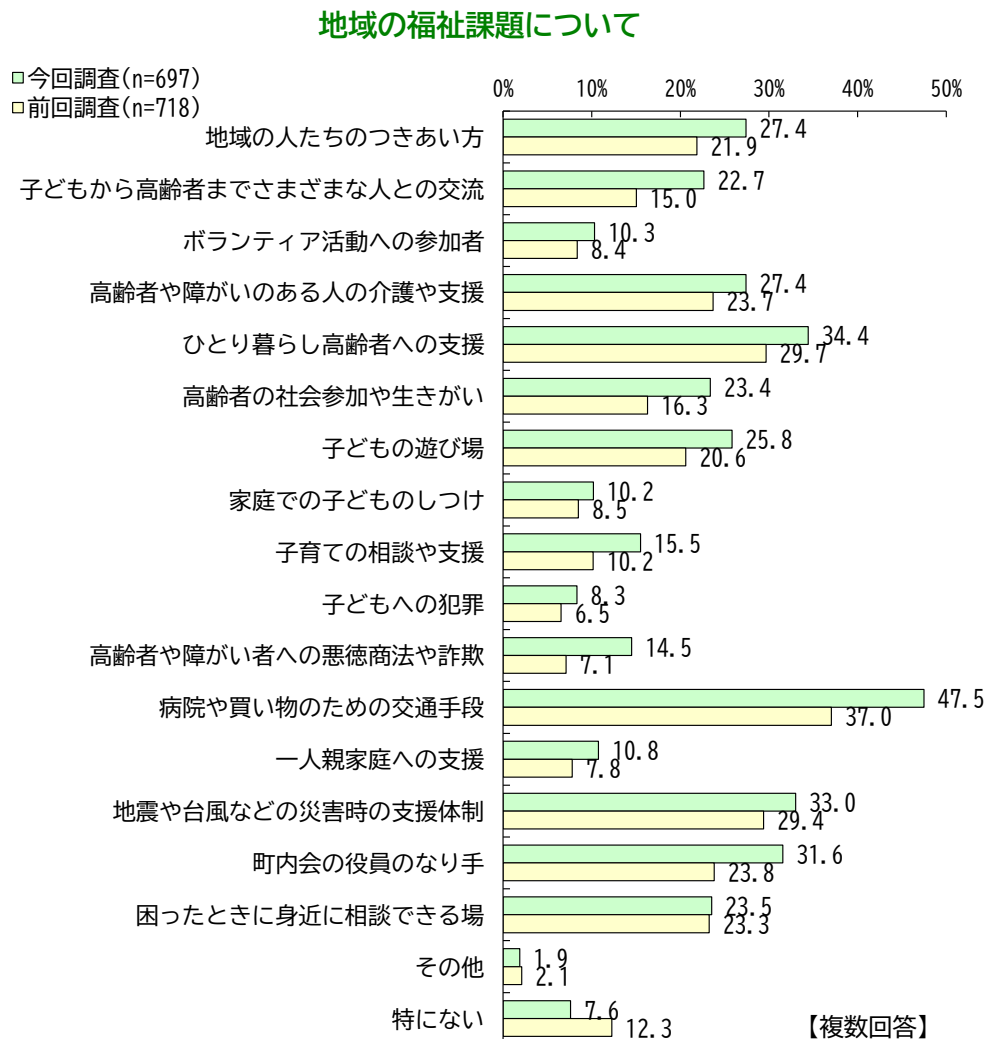
②つながりがあること

地域とのつながりがあることについては、「日頃のとなり近所のつき合い」が最も多く、次いで「町や地域の行事への参加」、「町内会」が続きます。



③地域の福祉課題について

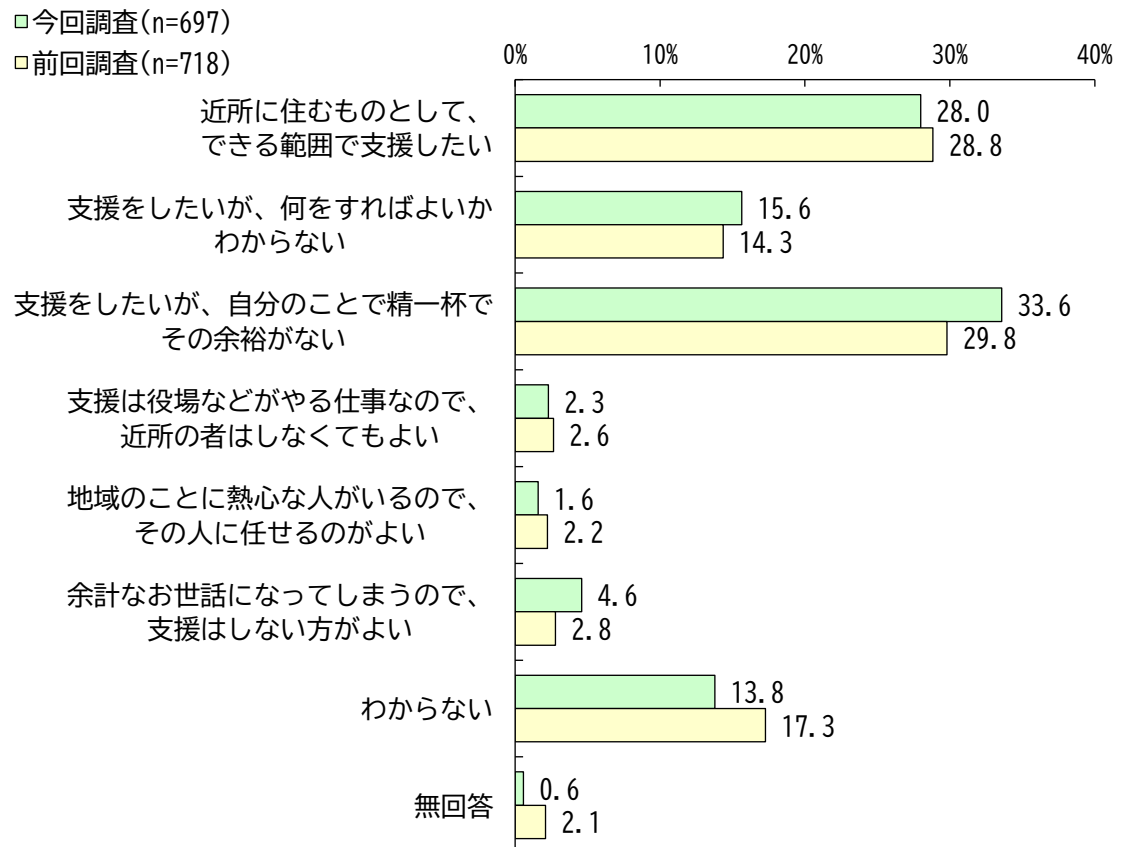
地域での福祉に関連する課題については、「病院や買い物のための交通手段」が最も多く、次いで「地震や台風などの災害時の支援体制」、「ひとり暮らし高齢者への支援」が続きます。前回調査と比較して「病院や買い物のための交通手段」が特に増加しています。



④地域での支援のあり方について

地域での支援のあり方については、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」と「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」がそれぞれ約３割となっています。

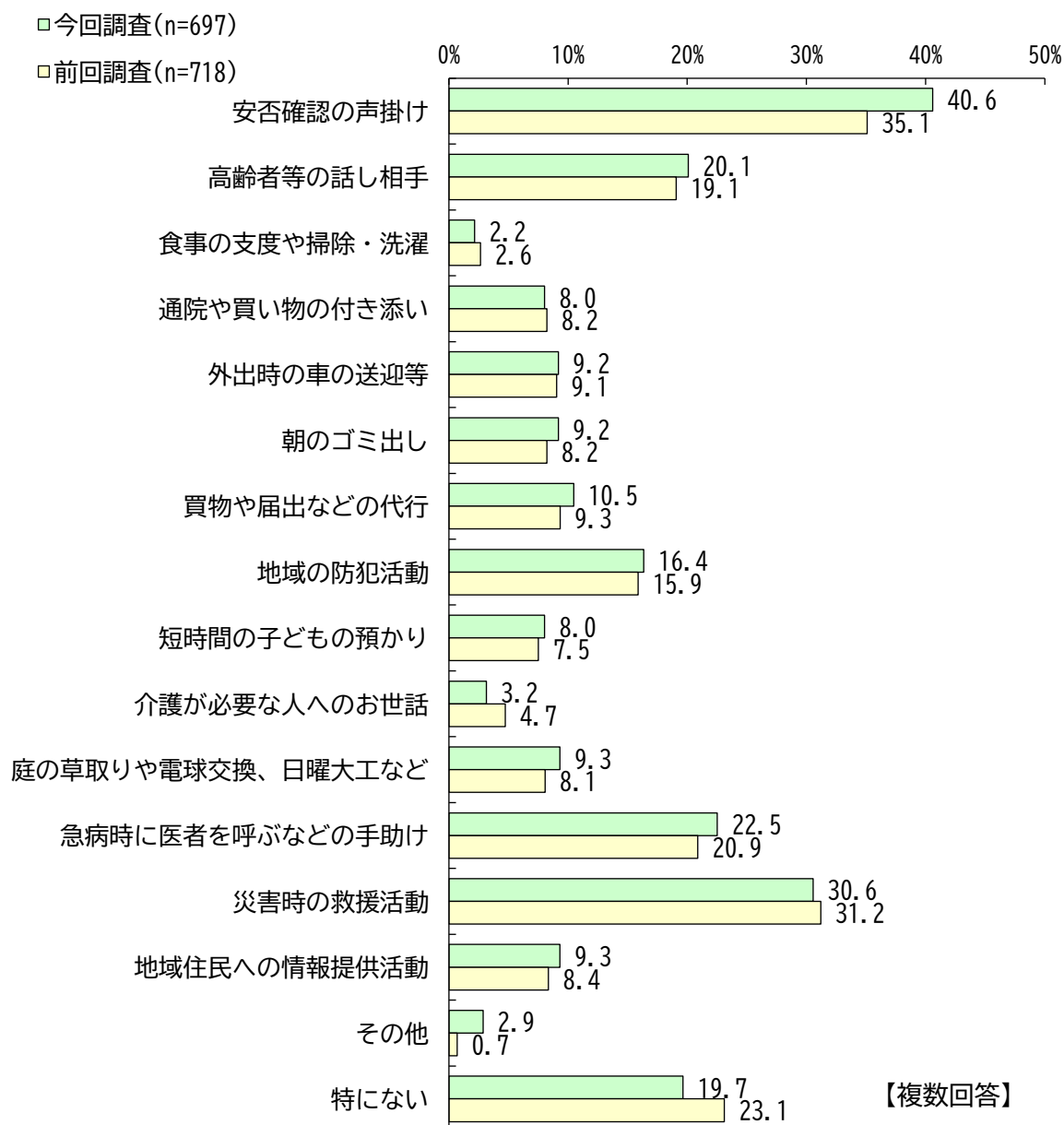
地域での支援のあり方



⑤地域の助け合い活動について

地域の助け合い活動としてできること、やってみたいことについては、「安否確認の声掛け」が前回調査と同様に最も多く、次いで「災害時の救援活動」、「急病時に医者と呼ぶなどの手助け」、「高齢者等の話し相手」、「地域の防犯活動」が続きます。なお、「特にない」は約2割となっています。

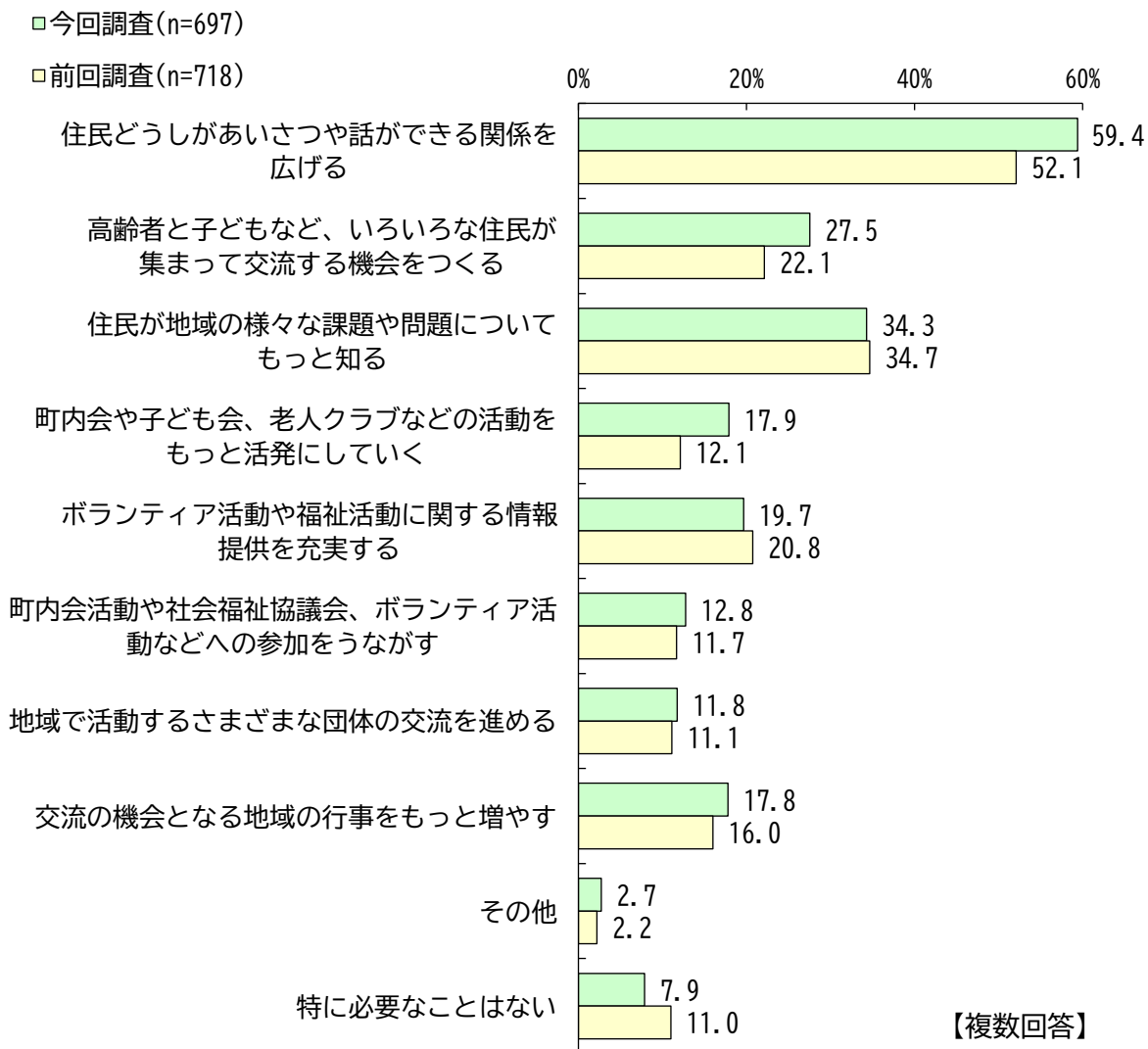
地域の助け合い活動について



⑥地域福祉の充実に必要なこと

地域福祉の充実に必要なことについては、「住民どうしがあいさつや話ができる関係を広げる」が前回調査と同様に最も多く、次いで「住民が地域の様々な課題や問題についてもっと知る」、「高齢者と子どもなど、いろいろな住民が集まって交流する機会をつくる」、「ボランティア活動や福祉活動に関する情報提供を充実する」が続きます。

地域福祉の充実に必要なこと



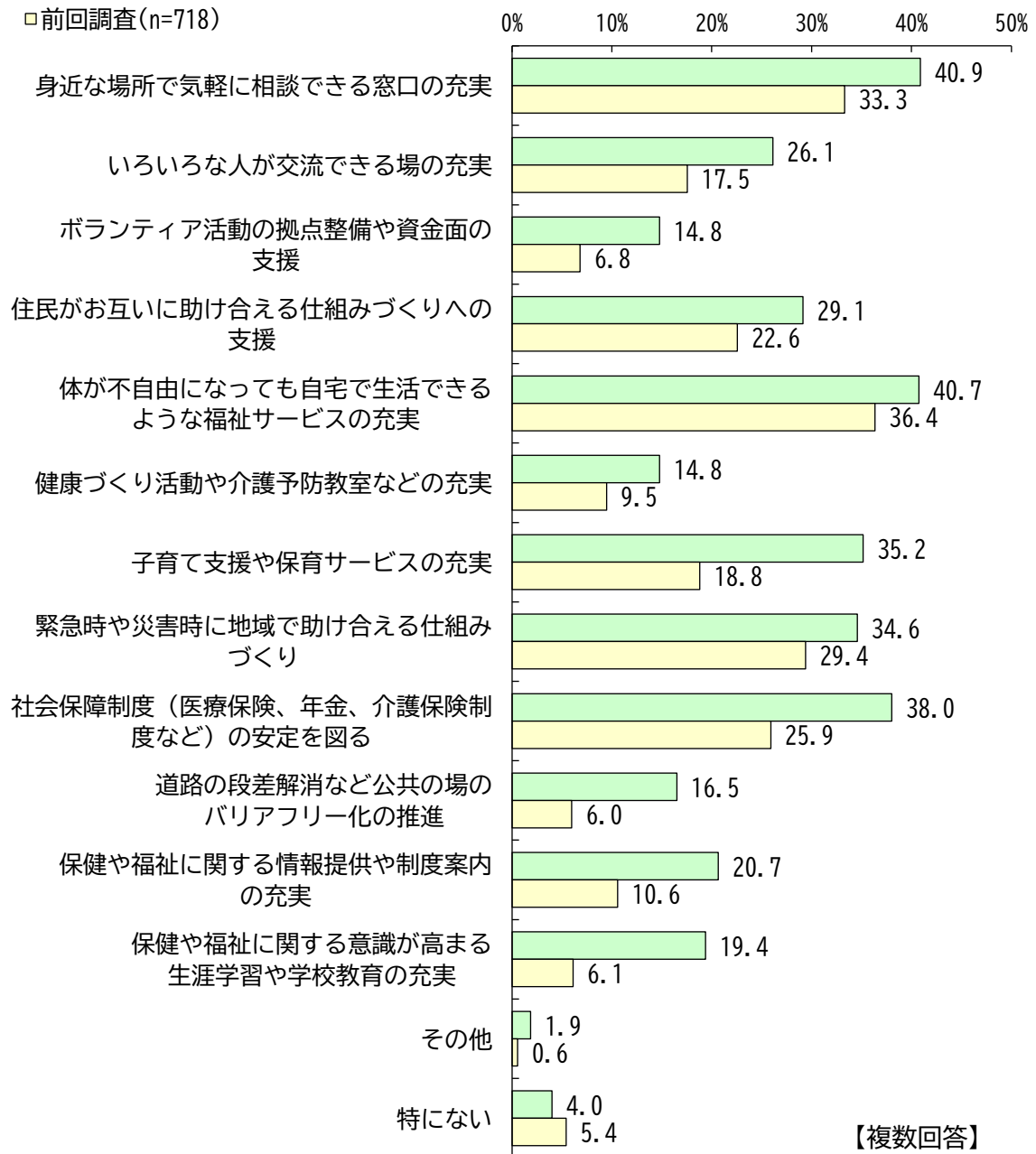
⑦町の地域福祉で重点的に取り組むべきこと

地域福祉で今後、重点的に取り組むべきことについては、「身近な場所で気軽に相談できる窓口の充実」が最も多く、次いで「体が不自由になっても自宅で生活できるような福祉サービスの充実」、「社会保障制度（医療保険、年金、介護保険制度など）の安定を図る」が続きます。

町の地域福祉で重点的に取り組むべきこと

□ 今回調査(n=697)

□ 前回調査(n=718)



11. 関係団体ヒアリング調査結果

(1) 実施概要

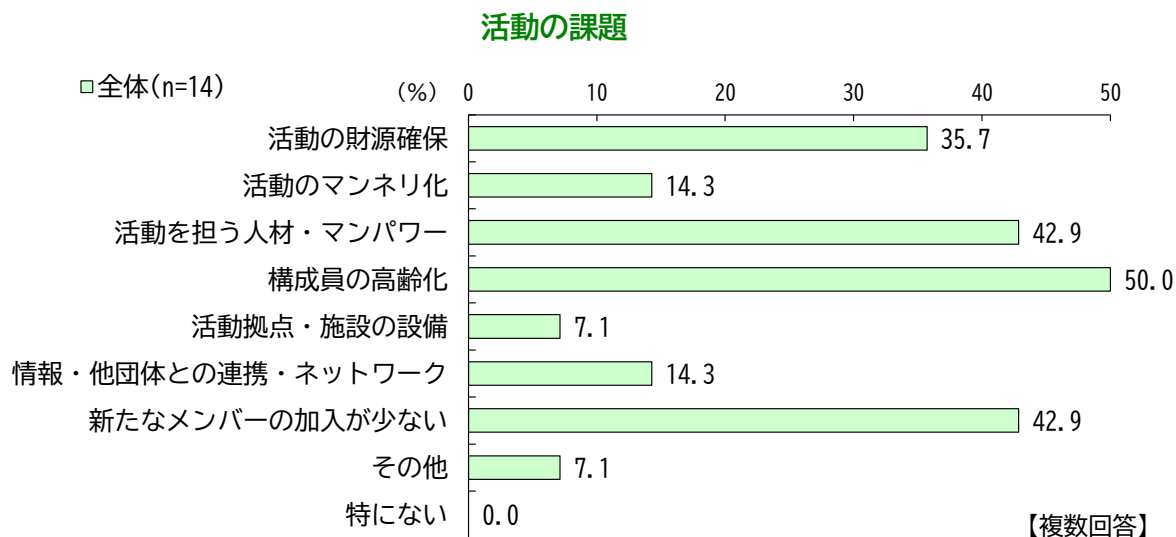
本計画の策定にあたって、地域福祉に関連する各種団体に対して、活動の課題、地域福祉への施策要望等を把握し、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に Web アンケート形式でのヒアリング調査を実施しました。

項目	内容等
調査内容	活動内容（分野、期間、区域、活動拠点）、活動の課題、地域活動の活性化に必要なこと、地域福祉で重点的に取り組むべきこと 等
実施時期	令和6年11月
回答団体	14団体

(2) 結果の概要

①活動の課題

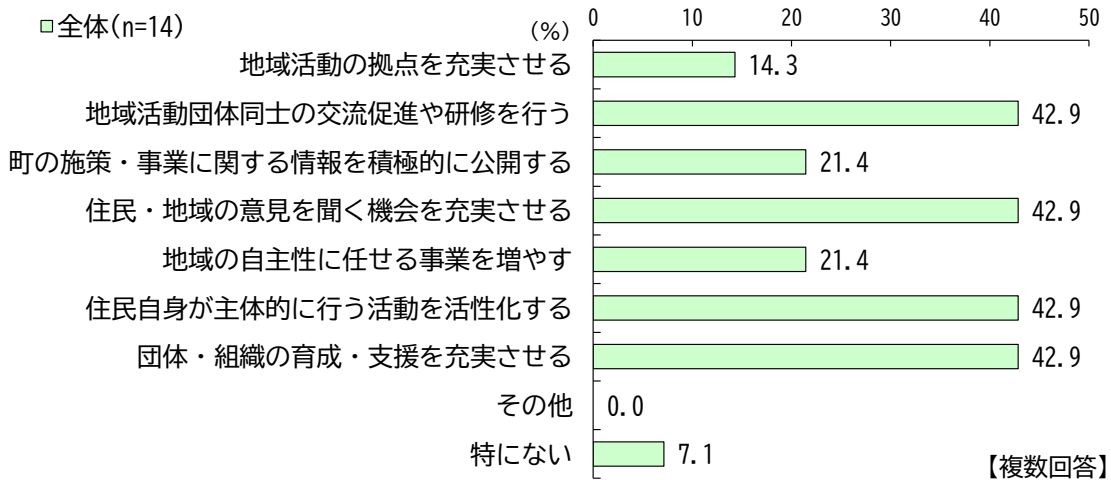
活動する上での課題は、「構成員の高齢化」が50.0%で最も多く、次いで「活動を担う人材・マンパワー」及び「新たなメンバーの加入が少ない」（同率 42.9%）が続き、活動するための人材確保に関連する項目が上位を占めています。



②地域活動の活性化に必要なこと

地域活動の活性化に必要なことは、同率で「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」、「住民・地域の意見を聞く機会を充実させる」、「住民自身が主体的に行う活動を活性化する」、「団体・組織の育成・支援を充実させる」が上位に挙げられています。

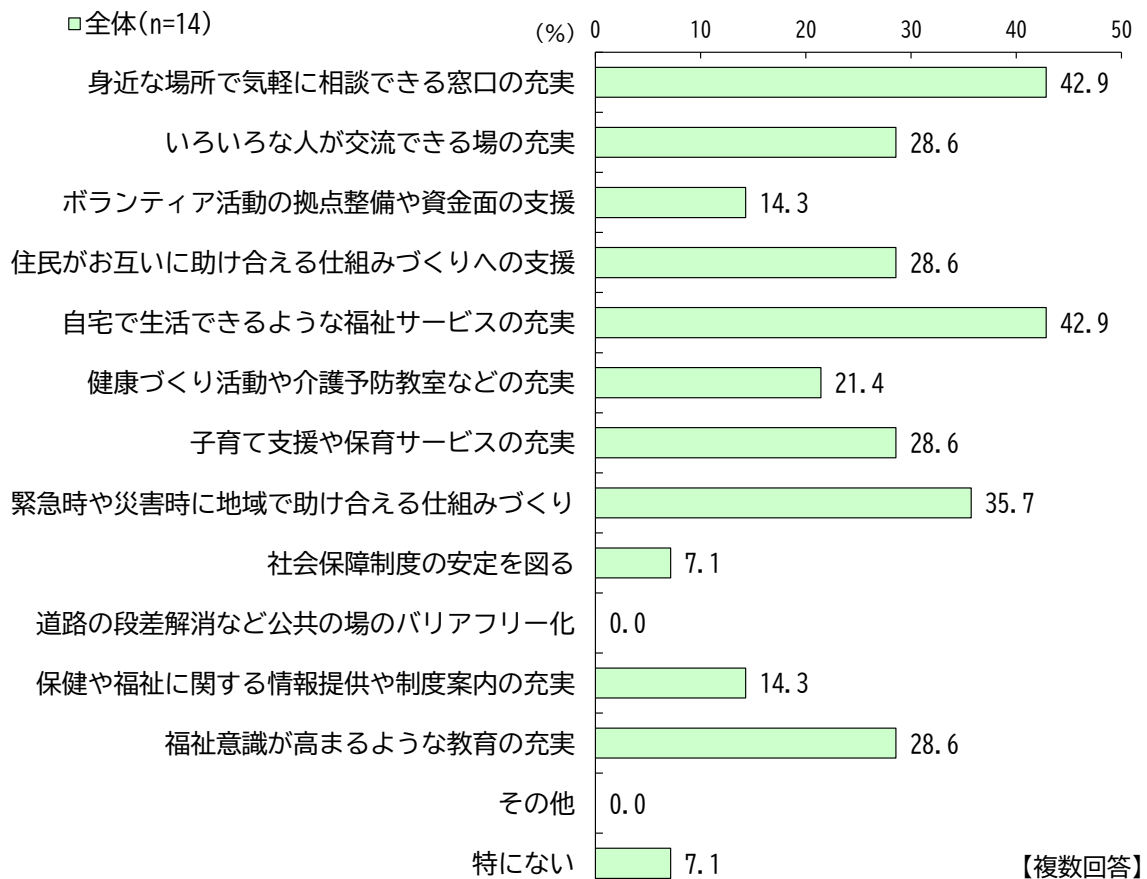
地域活動の活性化に必要なこと



③町の地域福祉で重点的に取り組むべきこと

町の地域福祉で重点的に取り組むべきことは、「身近な場所で気軽に相談できる窓口の充実」及び「自宅で生活できるような福祉サービスの充実」が同率で上位に挙げられ、次いで「緊急時や災害時に地域で助け合える仕組みづくり」が続き、相談体制の充実、在宅福祉サービスの充実、災害時の助け合いが重視されています。

町の地域福祉で重点的に取り組むべきこと



12. 課題の整理

町の状況やアンケート調査結果などから、本計画で対応すべき課題を次のとおり整理しました。

①包括的な支援体制の強化

個人や世帯が抱える生活課題が複雑化・複合化する中で、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増えています。

このため、行政と関係機関の協働による包括的な支援を一体的に行っていく必要があります。

②安全・安心に暮らすことができる地域づくり

住み慣れた地域で安全・安心に生活できるためには、日常生活を送る上での支援、移動手段の確保、地域全体での見守り活動などの充実を図ることが必要です。

また、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人などがいます。地域住民と関係者、関係機関との情報共有や避難支援対策に取り組むなど、地域ぐるみでの防災力の強化を図ることが必要です。

③地域福祉活動の支援

支援を必要とする人を地域で支える力の低下が懸念されています。地域の中での助け合い・支え合いの共助の活動を活性化していくことが求められています。

住民、自治会、社会福祉協議会等の地域の多様な主体による地域活動を促進する体制づくりが必要です。

また、少子高齢化や核家族化により、地域で支援を必要とする人が増加する一方、地域における福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化が進んでいます。地域福祉の担い手の確保につながる施策を充実・強化する必要があります。

④地域でのつながりづくり

地域のつながりの希薄化が進んでいます。日頃から身近な人同士で顔の見える関係をつくり、地域のつながりを再構築していくことが必要です。

誰もが地域に関心を持てるきっかけや、地域住民や団体同士の交流の機会や地域活動の場をつくり、気軽につながることでできる取り組みが求められています。

⑤福祉意識の高揚

住民の地域福祉への理解・関心、様々な福祉施策や地域福祉活動の認知度は十分とはいえない状況にあります。

福祉に関する情報提供や意識啓発、福祉教育の充実等により、福祉意識の醸成を図り、地域での助け合い・支え合いや、福祉活動への参加につなげていくことが必要です。

⑥情報提供手段の充実

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種団体、地域資源等、必要とするあらゆる情報を誰もが得られる環境が不可欠です。

情報の内容や対象となる世代等によって、情報発信の様々な手法を効果的に用いる工夫などにより、様々な情報が必要とする人に的確に伝わるようにすることが必要です。

⑦判断能力が十分でない人の権利擁護支援

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが予想され、権利擁護支援への需要が増大すると見込まれます。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活していくため、成年後見制度の周知・普及を図り、利用しやすい環境を整備することが必要です。

⑧いのち支える自殺対策

国の自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

本町は、男性の50～60歳代、女性の60歳以上で国より自殺死亡率が高くなっています。また、近年、全国的に子どもの自殺が増加傾向にあり、特に小中高の児童・生徒の自殺者数は令和4年に過去最多の514人となり、令和5年には同水準の513人となっています。

子どもから高齢者まで、自殺を食い止め、そして、誰も自殺に追い込まれることのないような社会をつくるため、社会全体で自殺対策に取り組むことが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

これまでの福祉は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がい者、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちが協力して解決する」（互助）、「相互扶助による制度で解決する」（共助）、「行政サービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

私たちの多気町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが必要であり、住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと暮らすことができるよう、第3次計画の理念を継承し、「やさしさと笑顔があふれる おもいやりのまち」をみんなで築くことを目指します。

基本理念

**やさしさと笑顔があふれる
おもいやりのまち**

2. 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1

安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実を図ります。

災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

主要施策

1. 相談体制の充実
2. 情報提供の充実
3. 福祉サービス提供体制の充実
4. 災害時の連携の強化
5. 権利擁護の推進
6. 支援が必要な人への対応

基本目標2

助け合い、支え合う地域づくり

助け合い、支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

地域での見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である多気町社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

主要施策

1. 地域福祉意識の高揚
2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
3. 支え合い・見守り体制の充実
4. 社会福祉協議会・民生委員との連携強化、福祉活動への支援

基本目標3

いきいきと暮らせる環境づくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

1. 居場所づくり・生きがいづくり
2. 健康づくり・介護予防
3. 身近な移動手段・安全な生活の確保

基本目標4

いのちを守る地域づくり【自殺対策計画】

自殺は誰にでも起こり得る危機との観点から、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じた「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのないいのちを守る地域づくりを進めます。

主要施策

1. 住民への周知と理解促進
2. 生きることの促進要因への支援
3. 子ども・若者の生きる力の育成
4. 自殺対策を支える人材の育成
5. 地域におけるネットワークの強化

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

— 現状・課題等

各種福祉サービスや家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

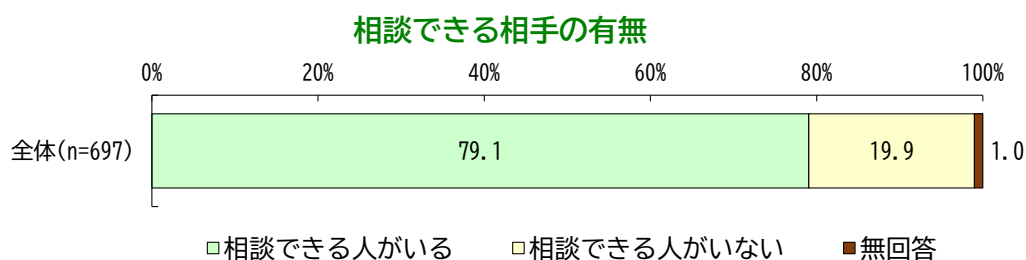
本町では、誰もが気軽に相談できる体制づくりを目指し、福祉事務所に福祉の総合相談窓口「みんなの窓口」を開設するとともに、こども家庭センター（令和7年4月開設予定）、子育て総合支援室、地域包括支援センター等で相談対応を行っています。

社会福祉協議会では、心配ごと相談を実施し、日常生活での心配事など様々な相談に対応するとともに、障がい者総合相談、生活困窮者自立相談支援事業も実施しています。

地域では、民生委員・児童委員により地域住民の立場から地域の生活上の相談に応じ、住民と行政や専門機関との「つなぎ役」として、必要な援助を行っています。

アンケート調査結果では、「相談できる人がいる」が79.1%と約8割を占めていますが、「相談できる人がいない」は19.9%と約2割となっています。

今後、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等が求められている中、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強化を検討していく必要があります。





今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な相談窓口の充実	・窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりを図ります。 ・各関係機関との連携を強化し、個々のケースに応じた相談対応に努めます。 ・あらゆる人がより相談しやすくするため、各種相談窓口の周知を図ります。 ・来庁や電話だけでなくSNS等、多様な相談環境を整えます。
②相談対応の向上	・町職員をはじめ、社会福祉協議会職員、民生委員、児童委員等の関係者に対して定期的に研修や勉強会を開催し、相談対応の向上に努めます。
③関係団体、関係機関の連携強化	・住民からの相談に携わる町職員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が地域の問題を迅速に解決できるよう、相談員同士や警察、医療機関等の関係機関との連携体制を確立します。 ・日頃から関係機関との情報共有等を行い、連携体制の強化を図ります。

地域や住民の取り組み

- ・悩みごとはひとりで悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・高齢者、障がい者、生活困窮者への相談支援とともに、社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化を図ります。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

(2) 情報提供の充実

現状・課題等

住民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供が必要です。

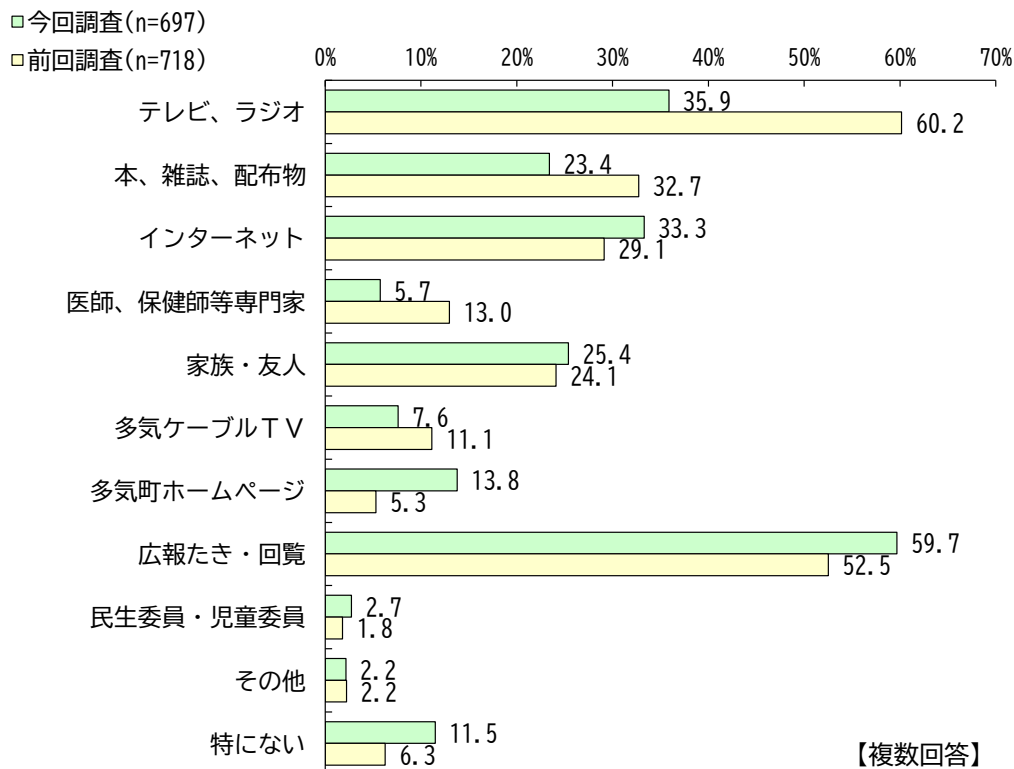
本町では、広報「たき」やホームページなどに各部署・機関の情報を発信するとともに、SNSによる情報提供、医療機関、各関係機関等との連携を強化しながら、個々のケースに応じ、必要な情報提供に努めてきました。

社会福祉協議会においても、社協だよりの発行や町広報紙への記事掲載、ホームページ、パンフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。

アンケート調査結果では、福祉に関する情報の入手先として、「広報たき・回覧」が最も多く、次いで「テレビ、ラジオ」、「インターネット」が続きます。

今後も、わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実が求められています。

福祉に関する情報の入手先





今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①広報紙・ホームページでの情報提供	・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、町広報紙をはじめ、ホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。 ・町広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮に努めます。 ・福祉サービスについて、広報紙、回覧、ホームページ、SNS等を利用した情報提供に努めます。
②各種手当・制度の周知徹底	・広報紙、回覧、ホームページ、SNS等を活用し、各種手当や制度の周知を図ります。
③民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。

地域や住民の取り組み

- ・町、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ・口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ・各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・社協だよりや町広報紙への掲載情報について、わかりやすい情報の提供に努めます。
- ・社会福祉協議会のホームページの充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。
- ・地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。

(3) 福祉サービス提供体制の充実

現状・課題等

子育て支援

令和7年度を初年度とする「第3期多気町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもと親、「今」と「未来」をみんなで支えるええまちづくり」を基本理念に掲げ、①子育てと仕事の両立を支援する環境づくり、②妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり、③子どもの育ちを支援する環境づくり、④子どもを守る環境づくりを基本目標に、各種施策の展開を図ります。

高齢者

令和6年度を初年度とする「多気町第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、「住み慣れた地域で、高齢者が安心して暮らし続けられる、「ええまちづくり」を基本理念に、①高齢者の介護予防・生活支援の充実、②地域での支え合いづくり、③認知症施策の推進と高齢者の権利擁護、④高齢者が安心して暮らせる環境づくり、⑤生きがいづくり・社会参加の促進、⑥介護保険サービスの充実を基本目標に、高齢者支援・介護保険事業の充実とともに、地域包括ケアシステムの構築に努めてきました。

障がい者

令和3年度を初年度とする「第3次多気町障がい者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

令和6年度を初年度とする「第7期多気町障がい福祉計画・第3期多気町障がい児福祉計画」を策定し、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、本町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービスを見込み、その確保を図っています。

また、令和3年度より多気郡3町にて多気郡児童発達支援センターを運営しており、障がい児への専門的な支援を行っています。



今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子育て支援の充実	・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）を令和8年度から実施することにより、未就園児の成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対しての支援を強化します。 ・多気地域の保育園等を統合することにより、より質の高い幼児教育・保育を提供し、健やかに成長できる環境づくりの整備を進めます。 ・妊産婦・乳幼児への家庭訪問や健診等により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について一層の充実を図ります。
②高齢者支援の充実	・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。 ・「地域包括ケアシステム」の構築の一環として、生活支援コーディネーターとともに地域課題を発見し、社会資源を発掘し、施策へつなげる取り組みを進めます。
③障がい者支援の充実	・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。 ・住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる体制づくりを進めます。 ・障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。

地域や住民の取り組み

- ・利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- ・各種福祉計画の内容を、町広報紙、ホームページ等で理解し、計画の推進に協力しましょう。
- ・町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・可能な範囲で住民参加型のサービスに参加しましょう。
- ・サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・ 介護保険・障がい者自立支援事業等の推進を図ります。
- ・ 社会福祉協議会が実施する福祉サービスを、住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。

(4) 災害時の連携の強化

現状・課題等

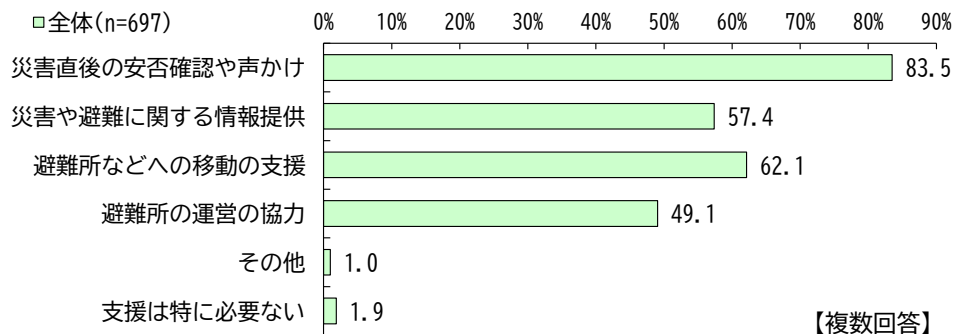
火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本町では、避難所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、SNSでの情報発信や防災行政無線の戸別受信機の普及促進など災害発生時の情報連絡体制など地域での防災体制の強化を図ってきました。また、要援護者台帳の整備など災害時避難行動要支援者対策に取り組んできました。

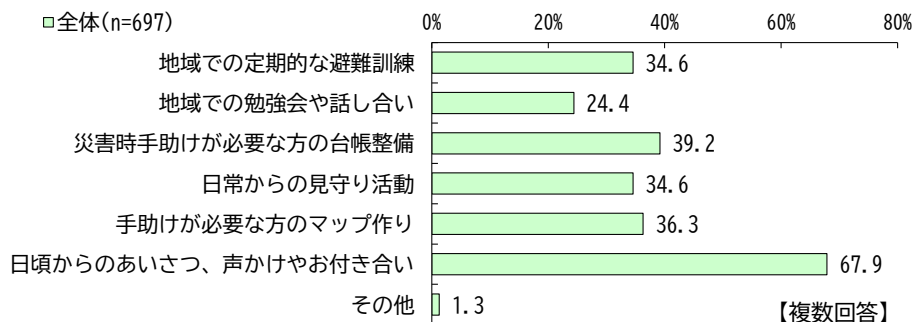
アンケート調査結果をみると、災害発生時に支援できることとして、「災害直後の安否確認や声かけ」が最も多く、次いで「避難所などへの移動の支援」が続きます。また、災害時の支え合いに必要なことでは、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が最も多くなっています。

今後は、防災対策にあたって、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進が必要です。

災害発生時に支援できること



災害時の支え合いに必要なこと





今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①防災意識の高揚	・ 防災訓練等の実施により、防災、減災に向けた準備の促進と、いざというときに適切な行動がとれるような知識の普及を図ります。 ・ 災害時の危険箇所や避難所、避難路等をまとめたハザードマップを作成・配布し、災害時の備えに対する取り組みの促進を図ります。
②要配慮者支援体制の充実	・ 要配慮者、避難行動要支援者に対し迅速な対応ができるよう今後も要援護者台帳の更新を行い、支援体制を整えます。 ・ 関係課や社会福祉協議会などと連携し、要配慮者・避難行動要支援者の実態把握と避難所の確保の強化を図ります。 ・ 災害時に迅速な対応ができるよう、個人情報保護に配慮しながら定期的に情報交換を行います。
③災害時の情報連絡体制の充実	・ 町防災行政無線、防災アプリ、SNS等での情報発信など災害発生時の情報連絡体制の充実を図ります。
④地域の自主防災組織の育成・支援	・ 地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成・支援を図ります。

地域や住民の取り組み

- ・ 地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・ 避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・ 家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ・ 防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。
- ・ 「多気町防災情報伝達アプリ」、「多気町公式LINE」に登録しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・ 災害ボランティアの養成を図ります。
- ・ 災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、町や関係機関と連携して、防災に関する情報提供等必要な支援を行います。

(5) 権利擁護の推進

現状・課題等

虐待防止

本町は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、子どもや高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、関係組織を対象に、虐待についての研修会の実施など、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

また、虐待事例が発生した際は、関係者と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い、適切な対応に努めています。

今後も、虐待の予防・防止、早期発見のための体制強化を図ります。

権利擁護

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をするときに、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

本町では、令和6年に成年後見サポートセンターを設置し、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センター、介護支援専門員、社会福祉協議会と連携し、事業の利用につなげています。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していきます。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の概要

○成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度	既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人を決めておく制度です。

取り組み内容

○中核機関の充実及び地域連携ネットワークの構築

- ・町は、多気町成年後見サポートセンターを中心に、成年後見制度利用に関する相談支援、住民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を実施します。

○成年後見制度利用に係る助成

- ・町は、成年後見制度を利用するにあたり、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や報酬助成等を実施し、利用の支援を行います。

○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

- ・既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、各関係団体と分担・調整しながら柔軟に実施します。

①広報機能

②相談機能

③成年後見制度利用促進機能

④後見人支援機能

⑤不正防止効果



今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①児童虐待防止に向けた体制整備	・ こども家庭センターの機能強化をはじめ、要保護児童対策地域協議会など各関係機関と連携し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための体制強化を図ります。
②親の孤立防止のための啓発	・ 子育ての困りごとや不安を軽減し、子育て中の親たちが交流できる子育て支援センターを運営し、気軽に相談できる場の提供の周知を図ります。
③高齢者・障がい者虐待防止対策の充実	・ 関係組織等との連携のもと、虐待防止ネットワークを構築し、虐待防止を図ります。 ・ 三重県高齢者・障がい者虐待防止チームと連携し、高齢者・障がい者虐待があった際の助言や職員等の研修を行います。
④日常生活自立支援事業の利用促進	・ 多機関と連携しながら、きめ細かいサービスを提供するだけでなく、アウトリーチを図り、当事業の利用が好ましい人を地域にて発掘し、円滑に利用できるよう援助します。 ・ 県社協等が企画する研修会への専門員と生活支援員が参加するなどサービスの向上を図ります。 ・ 事業の担い手として生活支援員の確保を図ります。 ・ 社会情勢に沿って、契約内容及び利用料助成額等を検討していきます。
⑤成年後見制度の周知・利用促進	・ 広報やパンフレットにより成年後見制度の周知を図ります。 ・ 認知症、障がい等により、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な方が、必要な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりに向け、中核機関を中心に成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築します。 ・ 成年後見制度の利用促進を行うため、多気町成年後見サポートセンターの周知をしていきます。

地域や住民の取り組み

- ・お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ・身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自立支援事業により支援します。
- ・成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- ・関係機関等と連携し、法人後見の利用促進を図ります。

(6) 支援が必要な人への対応



現状・課題等

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、社会福祉協議会内に「多気相談支援センター」を開設し、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

子どもの貧困

子どもの貧困については、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が令和6年9月に施行され、これまでの「子どもの貧困対策」から「子どもの貧困の解消に向けた対策」に変更されています。貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないことが目的として掲げられています。

本町では、社会福祉協議会と連携し、子ども食堂への支援や子どもの食事支援、服のリユースなど子どもの困窮支援を行っています。

再犯防止

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）はおおむね上昇傾向にあり、令和3年には48.6%を占めています。

国においては、再犯防止推進法に基づき、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を閣議決定し、地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するとしています。

犯罪や非行をした人の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、町においても、社会復帰後、地域社会で孤立させない取り組みが必要です。

家族介護者

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、支援として、家族介護教室等の事業を実施しています。



今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①生活困窮者への対応	・生活困窮者に対し、多気相談支援センターを中心に自立相談支援事業等を通じた自立を促進します。 ・自立相談支援事業等において、各機関と連携しながら対象者の状態を把握し、生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等必要に応じた選択をしながら生活面や社会的な自立を促進していきます。
②子どもの貧困対策	・ひとり親家庭等の学習支援により、親の経済格差の影響による子どもの学力差を軽減し、貧困の連鎖を防止していきます。 ・ひきこもり支援事業の充実を図るとともに、ひきこもりや貧困状態にある子どもの把握、居場所づくりなどの対応に努めます。
③再犯防止の推進	・地方再犯防止推進計画に基づき、保護司をはじめ、関係機関、関係団体と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。
④家族介護者への支援	・介護相談窓口をはじめ、家族介護教室の開催や家族介護慰労事業など介護に関する不安や負担を軽減するサービスの充実を図り、家庭で介護を担う介護者を支援します。
⑤支援における連携強化	・生活で不安や困難を抱える人への支援の充実に向け、福祉団体やボランティア活動者を支援し、連携を強化していきます。

地域や住民の取り組み

- ・身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ・ひとりで悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付事業により、生活の自立を促します。
- ・子どもの困窮支援だけでなく、ニーズに対応した支援を創出するとともに、子ども支援団体への支援を図ります。
- ・保護司の活動を支援します。

地方再犯防止推進計画

取り組み内容

- 社会における職業・住居の確保等
 - ・就労の確保に向け、ハローワーク等と連携し、就職に向けた相談・支援等の充実を図ります。
 - ・住居の確保について支援を図ります。
- 再犯防止の推進に向けた連携の強化
 - ・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。
- 薬物乱用対策の推進
 - ・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。また、薬物乱用の防止に向け、児童・生徒への啓発・教育を進めます。
- 子どもの犯罪や非行の防止
 - ・多気町青少年育成町民会議をはじめ、地域住民、保護者、関係機関と連携し、社会全体で子どもの犯罪や非行の防止を進めます。

基本目標２ 助け合い、支え合う地域づくり

（１）地域福祉意識の高揚



現状・課題等

地域福祉を推進していくためには、住民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本町で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。

本町では、広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

社会福祉協議会においても、町広報紙やホームページでの情報提供等による啓発とともに福祉イベントの開催などに取り組んでいます。

今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の高揚を図る必要があります。



今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①啓発活動の充実	・住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページ、SNS等で福祉イベントや福祉活動等を周知・啓発していきます。
②子どもに対する福祉教育の実施	・保育園、小・中学校を通じた体験学習や体験ボランティアなど福祉教育の推進に努めます。 ・学校行事や教育活動において、特別支援学級の児童・生徒と普通学級の児童・生徒の共同活動、特別支援学校の児童・生徒と町内小・中学校の児童・生徒の交流など、交流教育を図ります。
③相互理解の促進	・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。

取り組み	具体的な内容
	・障がい児に対する教職員の理解と資質向上を図るため、研修を継続して実施します。

地域や住民の取り組み

- ・福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ・町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ・福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・町と連携し、広報紙やホームページ、SNS等を活用した広報・啓発を進めます。
- ・社協だよりや社会福祉協議会ホームページの充実を図ります。
- ・各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ・福祉体験学習など学校における福祉教育に積極的に協力し、児童・生徒を対象に社会福祉への理解と関心を深めます。
- ・町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状・課題等

これまで児童や高齢者、障がい者などを対象に、多くのボランティア団体が活動しており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体がみられます。また、ボランティア活動に参加したい人、意欲があっても行動に移せていない人は多いとみられます。

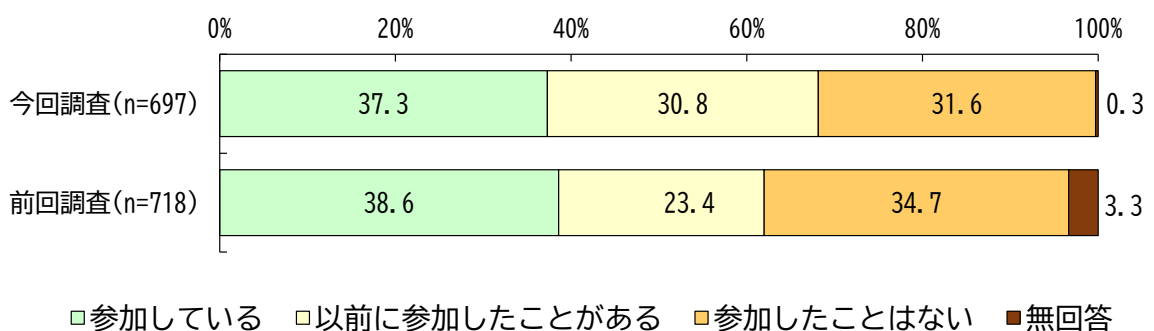
本町では、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進してきました。

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心にボランティア活動の普及や活動支援などに取り組んでいます。

アンケート調査結果をみると、地域福祉活動・ボランティア活動への現在の参加状況については、「参加している」が37.3%で最も多く、次いで「参加したことはない」が31.6%、「以前に参加したことがある」が30.8%となっており、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりも必要です。

また、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われておらず、今後は、コーディネート機能の強化とともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

地域福祉活動やボランティア活動への参加について（全体）





今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①ボランティア活動の支援	・地域福祉活動を行うボランティア団体等に対し、活動の場の提供や情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。 ・ボランティア活動を新たにはじめようとしている住民や団体等に対し、必要な助言や各種情報提供を行います。 ・地域でのボランティア活動の魅力を発信し、次世代の担い手の発掘に努めます。
②子育てに関するボランティア活動の支援	・子育てサークル等の自主的な活動を活性化するため、託児や活動場所の提供等の支援に努めます。
③障がい者に関するボランティア活動の支援	・ボランティア団体や家族会等を支援するとともに、勉強会・研修会の開催など様々な支援を図ります。

地域や住民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ・できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援する相談体制やコーディネート機能などボランティアセンターの充実を図ります。
- ・ボランティアに関する理解と関心を深めるため、講座等の開催や情報提供の充実により、福祉活動の担い手を育成します。
- ・地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。

(3) 支え合い・見守り体制の充実



現状・課題等

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、老老介護世帯等の見守りのため、民生委員による配食見守りサービス、緊急通報装置の貸与など見守り関連サービスの充実を図ってきました。

また、事業者等との「高齢者等の見守りと支援に関する協定」により、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築を進めています。

子どもの見守りに関しては、多気町メールによる防犯情報の発信、防犯パトロール運動を推進するなど、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。

今後も、地域住民と連携した地域課題の解決に向けた体制整備が求められます。



今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者等の見守り活動の推進	・ 認知症の人の行方不明を防ぐ見守り体制の整備のため、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めます。 ・ 認知症サポーターの養成を図り、講座の対象者を若年層へ広げていきます。 ・ 在宅のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者、障がい者などの見守り支援ネットワークの構築を図ります。
②活動団体とのネットワークづくり	・ 社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、活動団体等とのネットワークづくりを図ります。
③包括的な支援体制の整備	・ 包括的な支援体制を実施するため、総合相談窓口を起点に、地域包括支援センター、社会福祉協議会等、関係部署と連携し、適切なつながりの支援を図ります。

地域や住民の取り組み

- ・ 日頃からあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。
- ・ あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ・ 認知症などへの理解を深めましょう。
- ・ 虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・ 生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。
- ・ 地域における課題等を把握し、住民参画の地域づくりを進めるため、住民参加型のワークショップを開催します。

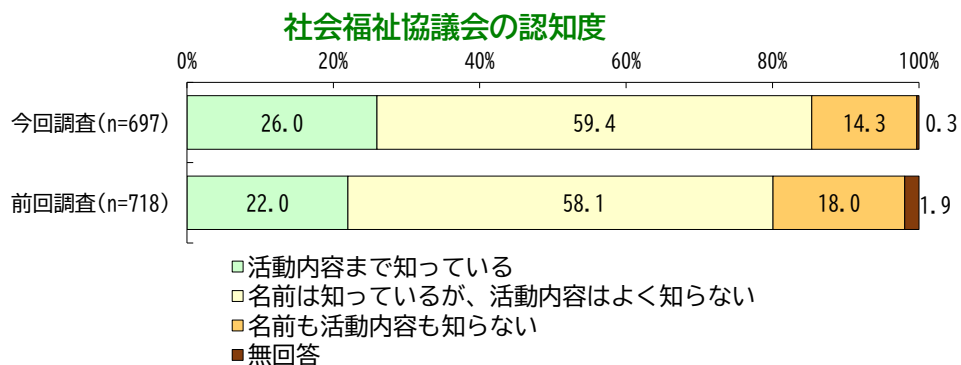
(4) 社会福祉協議会・民生委員との連携強化、福祉活動への支援

現状・課題等

社会福祉協議会は、町、地域住民と連携して地域福祉の充実を図っています。

しかし、アンケート調査では、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が59.4%となっており、活動内容が周知されているとはいえない結果となっています。

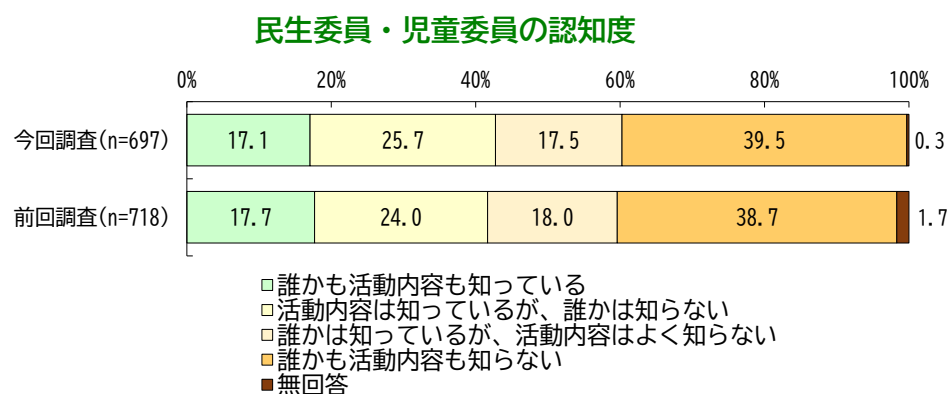
本町の社会福祉協議会は、介護保険事業や障がい者自立支援事業をはじめ、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っていることから、今後も町と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。



民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。本町では、現在、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動しています。

しかし、アンケート調査において、民生委員・児童委員の認知度をたずねたところ、「誰かも活動内容も知らない」が39.5%で最も多く、「活動内容は知っているが、誰かは知らない」が17.5%となっていました。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。





今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①社会福祉協議会への活動支援と連携強化	・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織と位置づけ、連携強化を図り、福祉活動を展開していきます。
②民生委員・児童委員への支援	・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。 ・民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確なアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。
③福祉活動への支援	・社会福祉協議会との連携を強化し、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。

地域や住民の取り組み

- ・社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ・社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。
- ・民生委員・児童委員、地域福祉委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ・地区の民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉を推進する中心的な組織として、社会福祉協議会の体制強化を図るとともに、町、住民、各種団体、企業、関係機関との連携強化に努めます。
- ・社会福祉協議会の活動について、住民への周知を図り、理解促進に努めるとともに、個人会員・法人会員の拡大を図ります。
- ・民生委員・児童委員と身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のために定期的な協議を行います。
- ・地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

(1) 居場所づくり・生きがいづくり

現状・課題等

地域福祉を推進していくためには、住民同士の日常的な近所づきあいや交流が重要であり、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、生きがいを持って暮らせるような取り組みが大切です。

本町では、自分の健康管理やふれあいを通して皆様がいきいき暮らすことを目的に各地区の集会所で「さわやか広場」を開設しています。また、高齢者の交流と居場所づくりとしてサロンを開催しています。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「ひまわりカフェ」（認知症カフェ）を開設しています。

さらに、住民の自主的な健康づくりを進めるため、各地区の「健康を考える会」が健康づくり活動を展開しています。

子育ての中で親子が気軽に集い、自由に交流できる場所として、地域子育て支援拠点事業による「子育て支援センター」を開設し、参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会を提供しています。

高齢者においては、シニアクラブ活動の支援や各種敬老事業を実施しています。また、高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。

障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。



今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生きがいと健康づくり	・地域団体や機関等と連携を図りながら、地域の中での居場所や活躍できる場づくり、助け合いができる仕組みづくりを進めます。 ・高齢者の就労機会確保の一環として、シルバー人材センターへの支援を行います。 ・シニアクラブの活動支援を行います。
②障がい者の社会参加の促進	・障がい児・者の自立と社会参加のため、地域のイベント、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。 ・日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。
③認知症カフェの活動支援	・認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「ひまわりカフェ」（認知症カフェ）の活動を支援します。 ・認知症の人やその家族が、情報交換をしたり、居場所づくりに向け、サポーターの養成、ボランティアや協力者の発掘、環境整備を図ります。
③地域子育て支援拠点事業の充実	・子育てに必要な情報の発信や楽しく子育てできる活動・広場等、子育て親子の交流の場の提供に努めます。
④地域施設を活用した交流促進	・地域の交流の場として、地区公民館、集会所など身近にある施設の活用を図ります。

地域や住民の取り組み

- ・様々な集い、交流の場に行ってみましょう。
- ・関心のある活動の運営に参加してみましょう。
- ・家に閉じこもらずに、地域の様々な教室や活動に参加しましょう。
- ・事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・町や地域と連携し、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるサロンなど高齢者の居場所や交流の場づくりを図ります。
- ・高齢者等が地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる活動を支援します。

(2) 健康づくり・介護予防

現状・課題等

健康づくり

令和7年度を初年度とする「多気町健康増進計画（第4次）」を策定し、「心も体も健やかに！みんなで元気、いきいき多気町」を基本理念に掲げ、①生活習慣病の発病予防と重症化予防、②分野ごとの健康づくりの推進、③健康になれる環境づくりを施策推進の方向と位置づけ、すべての住民が生活の質を高め、健康寿命を延ばすことができるように、また、住民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりの推進を図ります。

介護予防

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防の促進と生活支援の充実が求められています。

本町では、地域での介護予防事業を展開するとともに、地域包括支援センターなどとの連携強化を図ってきました。

今後の取り組み

町の取り組み

取り組み	具体的な内容
① 健康づくりの推進	・ 地域での健康づくり活動を行う健康を考える会などの地域組織の活動を支援し、地域ぐるみでの健康づくりを促進します。 ・ 食生活改善推進員の育成や活動への支援を行い、「食」に関する知識の普及や健全な食習慣の実践を促進します。 ・ こころの健康づくりに対する知識の普及・啓発活動を行います。 ・ 悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を担う人材を育成します。 ・ こころの健康について、相談窓口をわかりやすく周知し、こころの不調に対する早期対処につなげます。 ・ こころの不調がある人に、保健・福祉、その他関係機関が連携して支援を行います。

取り組み	具体的な内容
②生活習慣病の早期発見、発症予防	・生活習慣病に起因する疾病の発症を予防し、早期に発見するため、健診受診率の向上や健診後の適切な保健指導の実施に努めます。 ・生活習慣病予防や健康づくり等に関する情報の周知・啓発に努めます。 ・健康づくりがしやすい環境や、仕組みを整備していきます。
③介護予防の推進	・高齢者が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら、健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業を一体的に推進します。 ・社会福祉協議会と連携し、生活支援サービスの充実に努めます。 ・住民が地域で主体的に健康づくりに取り組む「つどいの場」の結成促進と自主運営を継続して支援します。

地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- ・自らの健康状態に関心を持って、健診を受けましょう。
- ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・町と連携し、「さわやか広場」など介護予防事業の充実に図ります。

(3) 身近な移動手段・安全な生活の確保

現状・課題等

身近な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本町では、高齢者・障がい者をはじめ、住民の身近な移動手段として、町営バスのほか、エリアタクシー『でん多』を運行しています。また、移動が困難な高齢者の通院手段として、高齢者等福祉移送サービス事業とともに、買い物が困難な高齢者の移動手段として、高齢者等生活支援サービス事業を実施するなど、身近な移動手段の確保に努めてきました。

今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めるとともに、移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

バリアフリー化

本町では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置や多目的トイレの設置などを図ってきました。また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めてきました。今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進める必要があります。

交通安全・防犯

交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、子どもを守る家の普及、防犯パトロールの実施などに努めてきました。



町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な移動手段の確保	・関係機関と連携し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めます。 ・社会福祉協議会や事業者等と連携し、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。 ・民間運営の路線バス等と町営バスなど地域内交通等交通網全体のバランスを考慮しながら、移動手段の確保を図ります。 ・高齢化により、車の運転も難しくなり、交通手段が少ない地域の高齢者を地域住民のボランティア等の助け合いにより支え合い支援していきます。
②公共施設等のバリアフリー化	・統合保育園や統合小学校の建築において、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき整備を図ります。 ・公共的な施設・建築物においては、高齢者や障がい者はもちろん、子どもや妊婦、ベビーカーが安心して移動できるよう、おもいやり駐車場の整備・周知、玄関の段差解消、エレベーターの設置などを図ります。 ・子どもや子ども連れの人に配慮した施設の整備を図り、子ども連れの人々が利用できるトイレの整備や、おむつ交換や授乳、休息ができる場の確保などに努めます。
③地域での防犯・交通安全活動の促進	・広報紙等を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発、情報提供を図ります。 ・住民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通事故を防止する地域づくりを推進します。 ・防犯パトロール活動を実施し、犯罪の未然防止につなげます。 ・悪質商法等被害の未然防止に向け、県消費生活センター等関係機関と連携し、啓発に努めつつ、ニーズにあわせた消費生活相談も受けながら、地域住民の①違和感に「気づく力」、②きっぱりと「断る力」、③ひとりで抱えず「相談する力」の3つの「消費者力」を育成していきます。
④子どもの安全の確保	・子どもを犯罪から守るための情報交換体制を強化します。 ・学校付近、通学路等における安全確保を図り、子どもを守る家の普及・周知活動を図ります。 ・地域における通園、通学時の声かけ、見守りを促進するとともに、防犯ボランティアと連携し、パトロール活動の充実に努めます。

地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ・あいさつや声かけをお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ・町と連携・調整を図りながら、外出支援サービス事業等を実施します。

基本目標4 いのちを守る地域づくり【自殺対策計画】

(1) 住民への周知と理解促進



現状・課題等

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、自殺についての正しい知識の普及を図る必要があります。



今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①自殺に関する正しい知識の普及	・広報紙やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月10日～16日）等にあわせて、自殺対策に関連した特集記事を掲載し、住民への情報周知や啓発を図ります。 ・児童・生徒や一般住民の利用者が多い図書館において、こころの健康に関連する図書コーナーを開設し、こころの健康に関する住民の理解促進を図ります。 ・イベント等の機会を活用して、パンフレットの配布、相談チラシの配布などを実施し、啓発を行います。 ・産後うつについて、理解し、適切な相談先へ相談ができるようパンフレットを配布する等の周知を行います。 ・国民健康保険新規加入者に関係各種相談先掲載のリーフレットを配布します。
②出前講座の実施	・心の健康について、依頼のあった団体に対して集団指導を実施します。
③講演会等の開催	・自殺に関する講演会を開催し、住民の理解促進を図ります。 ・人権に関する講演会を開催し、参加者に生きていることの大切さ、いのちの尊さの啓発を図ります。

取り組み	具体的な内容
	・ 人権相談においてあらゆる相談に応じます。
④産業団体を通じた啓発	・ 商工会、工業会と連携し、職場でのメンタルヘルスに関する啓発を図ります。

(2) 生きることの促進要因への支援



現状・課題等

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

今後も、生活上の困りごとについて解決を図る支援、居場所づくりなど、早期からの適切な対応や支援が図れる体制づくりに取り組む必要があります。



今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	・生活苦を感じている人や健康問題のある人など自殺リスクを抱える可能性のある人への支援を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関の案内に努めます。
②母親・父親への支援	・妊娠期から子育て期まで母子保健事業を通じて、親子のメンタルケアも含めた健康づくりへの支援を実施します。
③子育て世代への支援	・子育て支援センターにおいて、保護者が集い交流できる場を設け、産後うつなどによるひきこもり等、自殺に追い込まれるといったリスクの軽減につなげていきます。また、教室や通信を通して子どもの健全な成長を促します。
④うつ病が疑われる症状の早期発見	・カウンセリング事業等を通じて、うつ病が疑われる症状の早期発見と早期支援に努めます。
⑤精神障がい者への支援	・精神疾患治療者及びその家族に対し訪問、電話等により生活支援を実施します。また、心の相談として、未治療者に対して臨床心理士によるカウンセリング相談をするなど、必要な人は専門機関につなげます。
⑥生活困窮者への支援	・経済的に困窮している人に対して、自立相談、家計相談支援を行います。また、経済的に困窮する可能性のある障がい者や高齢者等、生活に困っている人の生活相談支援を行います。

取り組み	具体的な内容
⑦多重債務相談窓口の紹介	・多重債務を抱えた人に相談窓口の紹介をします。また、相談先がわかるよう関係各種相談先掲載のリーフレットに記載します。
⑧自死遺族への支援	・自死遺族は、日常生活上の困難、保健・医療、心理的、福祉、経済、法律等にかかわる多様な問題を複合的に抱える可能性が高いため、早期からの適切な支援に努めます。 ・自死により遺された家族は、相当深刻な影響を受けていることが多く、自死遺族の会の周知や臨床心理士による「こころの相談」の場を設定します。
⑨居場所づくりの推進	・孤立のリスクを抱える人が、地域とつながり、各種支援とつながることができるよう、サロンなどの身近な居場所の周知に努めます。 ・地域介護予防活動支援事業を通じて、高齢者の地域の中での居場所や活躍できる場づくり、助け合いができる仕組みづくりを進めます。 ・地域での分野を問わない居場所づくりを支援します。 ・多気図書館、勢和図書館と町内にある2つの図書館を活用し、子どもから高齢者まで居場所となるよう活用を図ります。

(3) 子ども・若者の生きる力の育成



現状・課題等

子どもの自殺を予防するため、幼少期から子どもの自己肯定感を育み、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育やSOSの出し方、ストレスとの上手なつきあい方を学ぶ機会を設けるほか、大人が子どものSOSに気づき、支援する意識の普及・啓発や相談先の周知を行うことが必要です。

また、若者については、広く自殺対策に関する周知や普及啓発が重要となります。若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向があるといわれているため、様々な機会を通じた相談窓口の周知や、メンタルヘルス対策などを推進することが求められています。



今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①SOSの出し方に関する教育の実施	・児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重しながら生きていくことについて考えるため、「いのちの授業」を実施します。 ・児童・生徒が直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を実施します。
②SOSへの気づきの周知	・児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、教職員、保護者等への周知と理解促進を図ります。 ・地域に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための周知を図ります。
②幼少期からのこころの健康を育む教育	・妊娠期や子育て期への支援を通して、愛着形成を促し、子どもの自己肯定感を育むような働きかけを行っていきます。
③思春期保健事業での啓発	・いのちの尊さを学ぶことにより、「性」や「いのち」について考えられる児童・生徒に育てることを目的に町内の小学6年生、中学3年生を対象に助産師、産婦人科医による講座を実施します。
④児童・生徒に対する相談体制の充実	・各小・中学校の教職員、スクールカウンセラー等を中心とした児童・生徒や家族に対する相談体制の充実を図ります。

取り組み	具体的な内容
⑤若者世代に対する相談支援	・40歳未満の若者世代が抱える様々な問題（就労、人間関係、ひきこもり、経済的困難等）に対し、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。
⑥専門家と連携した相談体制の充実	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員に努め、学校生活やこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。
⑦若者サポートステーションを通じた支援	・若者や家族向けに就業相談やセミナーを実施し、就労支援を図ります。
⑧若年者健診の実施	・20歳～39歳の職場等で受ける機会のない住民に対し、特定健診相当の健診を実施し、自殺対策に関する周知もあわせて行います。

(4) 自殺対策を支える人材の育成



現状・課題等

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（メンタルパートナー等）の養成を進める必要があります。



今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①町職員向けメンタルパートナー研修の実施	・庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修を実施します。
②住民向けメンタルパートナー研修の実施	・地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、関係団体を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。

(5) 地域におけるネットワークの強化



現状・課題等

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。

このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進める必要があります。



今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①地域におけるネットワークの強化	・保健、医療、福祉、職域、教育、ボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成され、自殺対策の中核組織として設置された「地域ネットワーク会議」を適宜開催し、自殺対策に関する協議や計画の進捗状況の検証などを行います。 ・町長のリーダーシップのもと健康福祉課に「自殺対策推進本部」を設置し、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。
②相談窓口の周知と連携	・様々な媒体を活用して相談窓口の周知を図ります。 ・相談の多様な手段の確保を図るとともに、適切な専門・関係機関へつなぐことができるよう、関係する相談窓口の連携強化を図ります。

自殺対策計画における目標案

①住民への周知と理解促進

項 目	現状値	目標値
町広報紙等での啓発回数の増加	2回／年	増加

②生きることの促進要因への支援

項 目	現状値	目標値
地域とのつながりがあると思う人の割合	45.2%	増加
ストレスを感じている人の減少	66.6%	減少
相談できる人がいない割合の減少	19.9%	減少

③子ども・若者の生きる力の育成

項 目	現状値	目標値
児童・生徒の発するＳＯＳへの気づきの啓発	各学校で実施	各学校で実施 地域で実施

④自殺対策を支える人材の育成

項 目	現状値	目標値
メンタルパートナー養成研修受講者のべ数の増加	400 人	増加

⑤地域におけるネットワークの強化

項 目	現状値	目標値
メンタルについての相談先の認知度	46.3%	増加

第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、企業など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、町広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民に周知し、普及に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携

社会福祉法により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民参画とともに、計画の各分野で多気町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

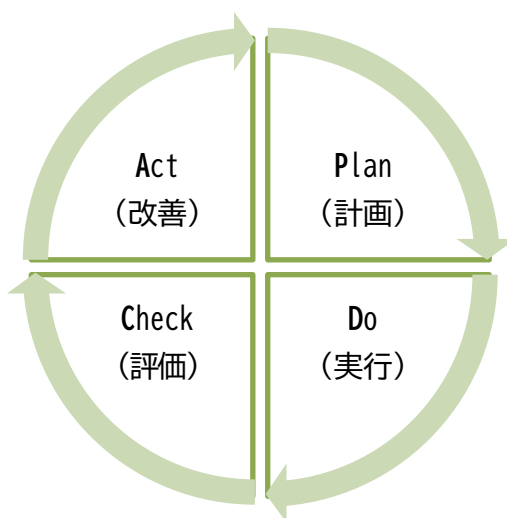
このため、多気町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化すること考えられます。

このため、計画の見直し時に、計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施し、PDCAサイクルの確立を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 多気町地域福祉計画策定委員会

多気町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	筒井 尚之	多気町副町長	委員長
2	中西 利子	多気町民生・児童委員協議会 会長	
3	山岡 孝弘	多気町身体障害者福祉会 会長	
4	山口 新一	多気町社会福祉協議会 会長	
5	達原 勝	多気町成年後見サポートセンター長	
6	三木 松夫	多気郡保護司会（多気町）代表	
7	橋本 英治	多気町地域包括支援センター代表	
8	辻 美沙	多気町保健師代表	
9	西村 元伸	多気町こども課 課長	
10	岡井 一宜	多気町教育委員会教育課 課長	

※敬称略・順不同。任期は令和6年12月1日から令和7年3月31日。

事務局	森本 直美	多気町健康福祉課 課長
	村田 敦司	多気町福祉事務所 所長
	斎藤 俊明	多気町健康福祉課 福祉係長
	青木 悠徒	多気町健康福祉課 福祉係 社会福祉士

2. 用語解説

あ行	
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること。
SOS（エス・オー・エス）の出し方に関する教育	子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的とした教育のことをいう。
か行	
介護支援専門員	ケアマネジャー。ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
介護予防・日常生活支援総合事業	利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
核家族	夫婦（父親または母親）とその未婚の子ども、もしくは夫婦のみからなる家族。
虐待	心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
協議体	高齢者等の生活支援体制の整備を推進するための組織。町全体のことを話し合う組織体が第1層協議体、身近な地域のことを話し合う組織体が第2層協議体と重層構造となっている。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。
こども家庭センター	児童福祉と母子保健が一体的に妊婦から子どもとその家庭を支援する体制を強化するため、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した組織。
こども家庭庁	こどもの「幸福度」を高めることで社会の持続可能性を確保することを目的に、こどもと家庭の福祉の増進及び保健の向上、子育て支援やこどもの権利擁護等を担う行政機関で、令和5年4月に創設。

こどもまんなか社会	日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
さ行	
自己肯定感	「自分は大切な存在」や「自分はかけがえない存在」だと思える心の状態のこと。自分を肯定している感覚、感情などを指す。
自殺対策強化月間	国の自殺総合対策会議において、平成 22 年 2 月 5 日に「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が策定され、例年月別自殺者数の最も多い 3 月を「自殺対策強化月間」と定め、自殺対策について普及・啓発を推進していくこととされている。
自殺予防週間	自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発するため、自殺対策基本法において 9 月 10 日から 9 月 16 日までを「自殺予防週間」と位置づけています。期間中において国及び地方公共団体は、自殺予防に関する周知活動を展開するよう努めるものとされている。
自死遺族	家族や親族を自殺により亡くした遺族のこと。
自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成する組織。
シニアクラブ	生きがいと健康づくりのための多様な社会活動など、心身の健康増進と、高齢期の生活を豊かなものとするを目的とした自主的かつ中立的な高齢者の団体。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
スクールカウンセラー（SC）	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	児童・生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。

た行	
ダブルケア	介護と育児を同時に担うなど、家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。令和 7（2025）年には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域自殺実態プロファイル	自殺総合対策推進センターから示された、すべての都道府県・市町村ごとに自殺の実態を分析したもの。当該自治体において、どのような人の自殺が多いのかが示され、それに基づき、重点的に取り組むべき施策分野が記載されている。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が包括的に確保される仕組みのこと。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた組織。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
な行	
認知症カフェ	認知症高齢者等や家族、地域の方や医療・介護の専門職等誰もが気軽に参加でき、交流や情報交換をする場。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。
は行	
8050（はちまる・ごうまる）問題	80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。
パブリックコメント	公的な機関が規則や計画等を制定・策定しようとするときに、広く公に意見を求める手続のこと。
バリアフリー	無障壁化。あらゆる人が活動しやすくなるための障壁の除去。
ハローワーク	公共職業安定所。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。

法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メンタルパートナー	メンタルパートナーとは、自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人。メンタルパートナーは三重県独自の名称で、自殺対策における身近なゲートキーパーのことを指す。
や行	
ユニバーサルデザイン	はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。
要配慮者	災害時の避難などに特に配慮や支援が必要な人。具体的には高齢者、障がい者、傷病者など。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関。児童福祉法により地方公共団体はその設置に努めることとされている。
A B C	
DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。
NPO	Nonprofit Organization の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。
PDCAサイクル	計画や事業等を実施する場合に、PDCA（Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Act：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。
SNS	Social Networking Service の略。インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

第4次多気町地域福祉計画

【令和7年度～令和11年度】

発 行：多気町健康福祉課

発行年月：令和7年3月

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600

電話 0598-38-1114 F A X 0598-38-1140